

平成24年2月29日

於・総務省10階1002会議室

第976回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に 関する計画の認定について（諮問第8号）	1
○ 700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案に対する 意見募集について	77
3. 閉 会	83

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように御連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）

○3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について（諮問第8号）

○前田会長 それでは、審議に入りたいと思います。

早速ですが、本日、諮問されました諮問第8号「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について」につきまして、まず、田原移動通信課長から、本件審査概要について御説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 御説明させていただきます。

3.9世代通信移動システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請、すなわち900MHz帯の15MHz幅×2の電波を1者に割り当てるといふものの認定申請でございますけれども、昨年12月14日から本年1月27日までの間、申請を受け付けておりました。この結果、4件の申請があった旨、先般、当審議会でも御報告させていただいたところでございますけれども、これらの申請につきまして、電波法第27条の13第4項及び開設指針が定める審査基準に基づいて審査を行った結果について、本日、諮問させていただく

ものでございます。

資料といたしましては、A3の大きな審査結果という資料と、概要をまとめましたA4横の審査概要という資料を用意しておりますけれども、審査結果につきましては相当の分量がございますので、まずは、審査概要を使用してざっと全体を最初に御説明させていただいた後に、具体的に審査結果について再度御説明させていただこうと考えております。

まず、審査概要、A4横のほうの資料でございます。おめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、開設指針では、最低限満たすべき絶対審査基準と、競願になった場合に適用する競願時審査基準という審査基準を示しております。

絶対審査基準といたしましては、基地局の設置場所とか設備調達、工事体制の確保あるいは必要な資金調達、開設計画期間中の単年度黒字、周波数移行に最低限必要な費用1,200億円を確保できること、人口カバー率として、認定後4年後までに50%、7年後までに80%をそれぞれ達成する等の規定を設けていたところでございます。

競願になった場合でございますけれども、大きく第1基準、第2基準、第3基準という3つの基準を設けております。まず最初の第1基準として移行費用、上限2,100億円でございますけれども、この移行費用をより多く負担可能な者。ここで決まらなければ次の第2基準として、3.9世代携帯電話の人口カバー率が平成30年度末時点で最も大きいもの。ここでも決まらなければ第3基準として、こちらに示します基準A、基準B、基準C、詳細についてはまた後ほど御説明させていただきますが、こちらの3つの基準に総合的に最も適合している者を選ぶというような基準で示しているところでございます。

申請の審査結果でございますけれども、2ページ目以降でございます。

2ページ目、絶対審査基準及び競願時審査基準の第1、第2基準についてで

ございます。まず、絶対審査基準でございますけれども、いずれの申請者も全項目に適合するというので、枠が1つで4者適合するというのでございますので、競願時審査基準を適用して審査を行います。

競願時審査基準のまず1つ目でございますけれども、移行費用の負担可能額でございます。上限2,100億円以上は同じとして評価するというのでございまして、いずれの申請者の負担可能額も上限の2,100億円以上となっておりますので、こちらでも決まらず第2基準による審査となります。

第2基準でございますけれども、こちら平成30年度末の3.9世代移动通信システムの人口カバー率でございます。評価は5%単位で行うということにしておりましたが、いずれの申請も95%以上の人口カバー率ということで、こちらについても優劣がつかないということでございますので、第3基準による審査という形になります。

第3基準につきましては、3ページ目以降でございます。この第3基準の中に基準A、基準B、基準Cがございます。基準Aというのが終了促進措置、すなわち周波数の引っ越しでございますけれども、こちらに関しまして移行させられる免許人等の迅速な合意形成を図るための計画ですとか、そのための体制の整備、こちらの計画の充実度合いを評価するというものでございます。

基準Bについてでございますけれども、今般のこの900MHz帯の特定基地局の利用を促進するというので、MVNO、仮想移動体通信事業者として、自らは設備を持たないでサービスを行うような事業者でございますけれども、このような者へのサービス計画等が充実していることという基準でございます。

基準Cでございますけれども、これは電波の割当てあるいは利用の状況ということでございまして、1つ目が、今回割り当てる周波数帯と同等の周波数帯を有しているか有していないか。2つ目が、今まで割り当てられたものに対して契約数の割合が大きいか小さいか。こういった基準でございます。

これに対しまして、考え方でございますけれども、上の基本方針というところでございますけれども、これらの各基準A～Cへの適合度合いを点数化して、合計点数の最も高い者を認定するという考えになります。

基準間の重みづけでございますけれども、あらかじめそういう重みづけについては指針においても言及しておりませんし、どれも重要な基準ということでございますので、配点は均等。それぞれ4点満点と置いております。

基準A、Bにつきましては、それぞれの記載の内容が申請者ごとに異なるということで、4つを全て並べて一気に比較するということだと少々あいまいになるということもありますので、対抗的な審査ということで2者間ですね、AさんとBさん、AさんとCさんという2者間の総当たりで評価をして、その結果で評点を決めるという形にしております。

基準Cにつきましては、申請の内容というよりは今の割当ての状況ですとか、利用の状況でございますので、一定の事実への該当性により加点するかどうかというのを評価するというようにしております。

なお、今回、新規の参入者はおりませんでしたので、新規参入を前提とした評価は特設設けておりません。

そのような考えのもと、基準A、B、Cの点数のつけ方でございますけれども、基準A、Bにつきましては総当たりで考えますが、基本的なそれぞれの計画を有していれば1点を基礎点とした上で、それぞれ総当たりで審査をして、他の3者よりも優れていれば3点。2者よりも優れていれば2点。1者よりも優れていれば1点という形で、この4点満点を割り振るといような考えにしております。

基準Bについても同様でございます。

基準Cについては、事実への該当性ということでございますけれども、まず、電波を有しているか有していないかというところに2点。その割当周波数幅に

対する契約数の割合が大きいか小さいかということで、2点を付与していくということにしております。

具体的内容を次ページ以降で簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、基準A、終了促進措置の円滑な実施等。引っ越しをいかに円滑にやっていたかということをごさいますけれども、いずれの申請につきましても、その対策及びその実施体制に対する計画というのはきちんと書かれておりましたので、基礎点は1点。

それぞれの優劣の判断でございますけれども、真ん中に表がございしますが、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイルと書いておりますけれども、まず、上段が対策がどれだけ充実しているかということをごさいますけれども、イー・アクセスにつきましては、定型的な費用負担の処理ということで、標準的なケースで料金表を提示したり、そういう効率的に実施する対策というのをいろいろ考えているというところがございます。

NTTドコモにつきましては、免許人等の協力を得ながら実施する、KDDIグループにつきましては、各地域ごとに連絡会を設置して、情報共有等を図っていくというような提案をしております。

ソフトバンクモバイルでございすけれども、各県ごとに説明会を実施するということと、イー・アクセスと同様、契約書のひな形を策定し効率的にやっていくというような計画でございす。

一方、下段の体制でございすけれども、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルが充実しております、イー・アクセスについては社内体制最大400名、ソフトバンクモバイルについても約300～400名で、1か月以内に整備してしまうというようなことで、この体制については充実しており、さらにイー・アクセスにつきましては、外部組織、要は一般社団法人をつくりまして、中立的な立場から協議のあっせんとか仲裁とか調停をできるようにしてい

くということで、非常に細かい計画を立てているというところがございます。

一方、NTTドコモにつきましては、社内体制70名という比較的小さ目、KDDIグループにつきましては、NTTドコモよりは大きいものの最大190名ということでした。あと体制について、具体的にどういう業務分担でやるという細かい記載は、NTTドコモ、KDDIグループ両者については無いというような結果になっております。

この結果を踏まえますと、下に行きますけれども、イー・アクセスが他の3者に比べて計画が優位であるというような評価が得られますということで3点。ソフトバンクモバイルは、NTTドコモ、KDDIグループに比べて優位な計画ということで2点。KDDIグループが連絡会を設置して各地域ごとに情報共有を図っていくということで、NTTドコモの計画よりはある程度優れている、また、体制も少ししっかりしているということでNTTドコモより優位として1点。このように3点、2点、1点という配点をしております。具体的についてはまた後ほど。

基準Bは、特定基地局の利用促進でございまして、5ページ目でございます。MVNOなどを広く開放して、特定基地局を利用促進していくということでございますけれども、そういう計画は各者とも出しておりますので、基礎点の1点ということでございます。

各者の具体的なものを見ますと、イー・アクセス、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルにつきましては、卸電気通信役務ですとか相互接続型等々いろいろなプランを提供し、標準プランを作成して、オープンにしていきますというように書いてあります。

一方、KDDIグループにつきましては、他事業者からの要望に応じて多様な形態でやっていくということで、接続形態についての具体的記載はございませんでした。

NTTドコモにつきましては、他の3者と違いまして、国際ローミングをしっかりとやっていきますということの記述がしっかり書いてあったというところでございます。

イー・アクセス、ソフトバンクモバイルでございますけれども、この2者につきましては、今後のMVNOの提供計画を具体的に立てて、こういったところから既に関心表明書をもらっているとか、こういうところと商談中であるという資料を添付しておりました。こういうことから見て、この2者の計画は具体性を持っているというように言えるかと思えます。

この結果を踏まえて、それぞれ先ほどの総当たりで評価した結果が下でございますけれども、イー・アクセス、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、それぞれイー・アクセスとソフトバンクモバイルは先ほどの計画の具体性がしっかりしている、NTTドコモについては国際ローミングサービスということの計画をしっかり立てているということで、残念ながらそういう記載のないKDDIグループに比べて優れているだろうということで、それぞれ1点ずつの配点としております。これが基準Bの結果でございます。

最後に基準Cでございます。基準Cにつきましては、まず、割当周波数の差異についてのチェックでございますけれども、こちらの配点2点につきましては、電波の伝搬特性等を考慮いたしまして、今回割り当てる900MHz帯と同等な1GHz未満の周波数を有しているか、いないかということで判断いたしまして、有していないイー・アクセス及びソフトバンクモバイルの2者について各2点割り当てるという結果となっております。

次に、割当周波数に対する契約数についてでございますけれども、こちらにつきましては平均より多いか少ないかということで判断をいたしております。平均値でございますけれども、こちらに書いておりますとおり、34.9万契約/MHz、1MHz当たり約35万契約というような形になります。これより

上か下かということで判断いたしまして、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイル、この3者が上ということで2点、イー・アクセスは0点となっております。

これを全体、総合的に判断するというところでございますけれども、この第3基準を全体まとめますと7ページ目になりまして、イー・アクセスが8点、NTTドコモ、KDDIグループが各5点、ソフトバンクモバイルが9点ということで、ソフトバンクモバイルが最高点を獲得しておりまして、ソフトバンクモバイルの開設計画を認定することが適当ではないかというような結論になっております。

なお、この認定に当たって条件を付すことを考えております。

開設指針の趣旨に照らしまして、3.9世代のLTEのシステムでございますけれども、この普及に取り組んでほしいということで取り組むことというのが1点目。

2点目でございますけれども、終了促進措置、これは引っ越しについて合意形成を十分図って円滑な実施に努めて、透明性の確保等の御指摘をいろいろなところから受けていたりしますので、そういうことも含めて透明性の確保等を十分に図ることというようなものをつけております。

3点目、MVNOによる特定基地局の利用の促進ということでございます。

これら2点目、3点目につきましては、ソフトバンクモバイルがそれなりに良い計画を出しているのですが、必ずしも飛び抜けて優れているというわけではございません。他の計画等を見て、良い点もありますので、そのような点を踏まえながらしっかりと取り組んでいってほしいということでございます。

4点目につきましては、昨年の震災での被害あるいは最近の携帯電話の通信障害、こういったものにかんがみまして、停電対策・輻輳対策、障害の発生防

止等の安全・信頼性の向上といったものにしっかり努めていただきたいということで、条件を付すという形にしてはどうかというところでございます。

概要について駆け足で恐縮でございます。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、まずここで区切って、審査概要について御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

○山本委員 では、1つよろしいですか。最後に説明をされた条件を付すということですが、これはどのような形式で条件を付すということなんでしょうか。

○田原移動通信課長 今回、それぞれの申請を比較したわけでございますけれども、まず、特に2、3の部分でございますが、例えば2について、ソフトバンクモバイルもそれなりに充実した計画を出しているのですけれども、言ってしまうと申請からするとイー・アクセスはより充実したものを出しているわけで、そういうものを参考としながら、もっと良いやり方があるのではないかと、いうことを踏まえて、しっかりとやっていただきたいということが1つでございます。

また、割当ての議論の過程で、例えば行政刷新会議等からも手続での透明性の確保、移行での透明性の確保ということについて御指摘を受けていたりしますので、そうした点については十分配慮してやっていただきたいというようなことを付したいということがございます。

MVNOにつきましても、ソフトバンクモバイルは具体的な計画を立てておりますけれども、3者と結果1点ずつ横並びということで、特段飛び抜けているというわけでもございませんので、こちらにつきましても重要なことですので、しっかりと取り組んでいただきたいということを付したいというところでございます。

1点目はこの3.9世代移動通信システム、この開設指針そのものにも普及という趣旨がありますので、それを念のためというか、推すという形です。

4点目は最近の状況です。携帯電話の通信障害等いろいろ御指摘を受けておりますので、貴重な電波を使って新たにサービスを行っていただく上で、こういった安全・信頼性の向上というのはしっかり努めていただきたいということから、これも条件を付しているところでございます。

○山本委員 そうすると、形式的にはこれを伝えるということなんですね。

○田原移動通信課長 そうですね。

○鈴木電波部長 認定の際に、これは条件ですよと認定書にくっつけます。

○山本委員 そうすると、認定の法令上のいわゆる条件にするということですか。

○田原移動通信課長 はい。認定に当たって条件を付すという形。

○山本委員 そうですか。この4つの条件を付すと。

○山田代理 法的な条件ということであると、条件が成就するか否かということで、効力が関わってくるということですが、そういう意味での条件ではないという理解でよろしいですよ。ちょっとその条件という言葉が私もひっかかっているところなんです。

○田原移動通信課長 計画につきましては、開設計画を認定いたしまして、その計画どおりに実施していないという形になりますと、その計画の取り消し等を含めた対応を検討することになります。条件として、その条件に例えばどこまで適合していなかったら、そういう取り消しとかの処分になるのかというようなことかと思えますけれども、基本、ここに書いてあるものについては、こういったことをやらないと、多分出していただいている開設計画もしっかりと実現できていないということと裏表になるかと思われます。

開設計画が実行されていないというような形になれば、こういう条件も付したという事実も加えて判断をするということになるかと思えますけれども、結果、具体的に取り消しというところまでなるとすると、実際に開設計画どおり

に適切に実施しているかというところが一番審査の中心になるかと思います。

ただ、計画とだんだん乖離をしていって、こういうところの取り組みがしっかりしていないからそこが計画とずれているということであれば、この条件を付したことを踏まえまして、こういう観点からしっかりやっていただきたいということで、行政のほうから要請等を行うという形になろうかと思います。

○前田会長 審査基準上にあることで、法的にも意味があって取り消し要件になりそうな中身と、それから、先ほど事例として、例えば最高点の者のほうがよりよい計画があるので、それを参考に云々という言葉があったのではないかと思いますけど、これについては、特にだめとなるような条件ではないわけですね。ですから、そこは努力義務ということなんですね。

○田原移動通信課長 はい。そういうことでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

最初の3ページでいう競願時審査基準のうちの具体的な点数のつけ方については、ある意味では今まで公表してきていなかったもので、これについて他のだれかがほかにもっとよい方法があるのではないかと。あるいはこれはおかしいのではないかという可能性があると思いますが。

よろしいですか、今、何か補足がありますか。

○田原移動通信課長 先ほど、計画への該当性と申し上げましたが、具体的に条文に照らしていうと、特定基地局ですね、開設計画に係る特定基地局を計画に従って開設していないときに取り消し事由に合致するという形になります。

○前田会長 その場合、私の質問を続けますと、ここは同じ配点にしたわけですが、前に基準A、B、Cでそれぞれ評価したものの重み付けを同等に扱うというのは事前に言うてはいなかったけれども、ほかに同等に扱わないきちっとした理由もないと、そういうことでいいですかね。

○田原移動通信課長 はい。事前にどの配点を重視する等の記載は開設指針に

はございませんので、どの示した基準も重要であろうということで、どれも同等に扱うという形にしております。

○山田代理 基準Cで、2点、2点と、この配点については、どういう考え方で。

○田原移動通信課長 こちらについても基準A、B、Cでそれぞれ4点満点にしておりますので、その基準Cにつきましても、その4点のうちということになりますけれども、こちらも指針で、割当周波数の有無及び差異ということと、割当周波数幅に対する契約数の程度ということ、この2つの視点を示しております。ですので、こちらについてどちらが優劣ということをつけるのは、やはり適当ではないだろう。どちらも重要なことであるということで、2点ずつを配点しております。

こちらは、先ほど申し上げた申請書の記載の適合性の程度というよりは、事実関係への合致ということでございますので、こういうような点数のつけ方をさせていただきました。

○山田代理 ありがとうございます。

○前田会長 今の続きでいうと、基準Cは全て既存の事業者であるということ前提に成り立っている条件ですよ。この4者のうち、3者と他の1者とが若干事業の性格が違うところがありますね。それを違うと見るかどうかというのはちょっと別の問題かもしれませんが、そこは基本的には同様のビジネスをやっているというふうにみなすということですね、ここで言っているのは。

○田原移動通信課長 はい。この4者につきましても、全て携帯電話事業という形で、整理上全て同じとみなしております。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。ここまでとりあえずよろしゅうございますでしょうか。

○田原移動通信課長 本件は、審査が多岐にわたりますので、この後は項目に

分けて御説明させていただきますので、項目ごとに質疑をいただければと思います。各項目の詳細な説明については、豊嶋高度道路交通システム推進官のほうから説明をさせていただきます。

○前田会長 それでは、よろしく願いいたします。

(1) 絶対審査基準について

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、A3判の大きいほうの資料をごらんください。こちらが絶対審査基準も含めました全ての審査項目に関する項目についての適合、不適合の判断をまとめたものでございます。

先ほど田原のほうからもありましたとおり、審査項目の数がかなり多うございますので、幾つかに区切りながら説明をさせていただければと存じます。

まず、最初に絶対審査基準、1ページ目からでございますが、まず最初に、1ページから終了促進措置に関する事項まで、ページで言いますと6ページまでですが、そこまでをまず1つ目の固まりとして説明させていただければと存じます。

1ページをおめぐりいただきたいのですが、まず、絶対審査基準として、開設指針に照らして適切なものであることというのが電波法の基準の1つ目になっておりますが、その開設指針の中に、項目ごとに審査基準を書いておりますので、順番に載せております。

まず最初の段でございます。開設指針の第1項目目ですが、これは指針の対象とする特定基地局の範囲というものを記載しております。左側のほうに開設指針に示してある項目を記載しておりますが、最初の段の部分については簡単に言ってしまうと技術基準で定めたものとして開設指針に記載したものに適合するものを申請しているかどうか。今回で申し上げますと、第3世代から3.

9世代の携帯電話について申請の募集をしておりますので、申請内容はそれに合致しているかどうかということでございます。

イー・アクセスとソフトバンクモバイルについては、LTEのほかに3.5世代いわゆるHSPA+を含んでおります。NTTドコモ、KDDIグループについてはLTEのみとなっております。いずれの4者とも指針に定めている範囲に合致した内容となっておりますので、4者とも適合するという判断をしております。

その下ですが、開設指針の第2項目目でございます。周波数割当計画に示されている割り当てることが可能である周波数のうち、特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項等を規定しております。

今回は900MHz帯ということでございまして、具体的には945MHzを超え960MHz以下の周波数についての申請を募集しておりました。また、特定基地局に関する使用区域は全国としております。それと、申請することができる周波数の幅は15MHzという形で指針に書いております。

この3つについて申請内容をチェックいたしましたが、いずれも15MHz幅で示された周波数の幅で、全国で使用するという内容でございますので、4者とも適合するという判断をしております。

ページをおめくりいただいて2ページ目でございます。第3項目目になりますが、これは特定基地局の配置及び開設時期に関する事項、いわゆる人口カバー率等の部分の基準でございます。内容的には3つございまして、1つ目が認定日から4年を経過した年度末で、各総合通信局の管轄区域ごとに人口カバー率が50%を超えているかどうか。

次に、7年を経過した年度末で人口カバー率が80%を超えているかどうか。

3点目として、その7年を経過した年度末で、3.9世代のいわゆるLTEのサービスが始まっていなければならないという、この3点が基地局の配置及び

開設時期に関する基準となっております。

各4者の申請でございますが、結論から申し上げますと4者とも基準には適合しております。中身を見ますと、例えば特定基地局の運用開始で申し上げますと、イー・アクセスは平成24年末、NTTドコモについては平成24年11月末、KDDIグループは平成25年1月末、ソフトバンクモバイルは平成24年7月25日からサービスを開始する内容となっております。

それと3.9世代、LTEの運用開始については、イー・アクセスは平成27年6月末、NTTドコモについては平成26年10月1日から開始をする。KDDIグループについては平成27年4月、ソフトバンクモバイルについては平成26年4月から開始をするということで、LTEの開始時期についても適合しております。

それと、特定基地局の人口カバー率でございます。いわゆる50%の達成と80%の達成でございますが、こちらも各管内達成時期については、イー・アクセスは50%達成が平成27年度、80%達成が平成29年度となっております。NTTドコモについても同じ年度です。KDDIグループも同様でございます。ソフトバンクモバイルについては管内50%、80%、どちらも平成26年度に達成するとなっております。

基準に照らし合わせますと、50%、80%の達成時期、4者とも適合しております。年度ごとの人口カバー率の推移はここに示しているとおりでございますが、基準の合致性については、この50%、80%の達成時期を見るということでございますので、途中経過については直接の審査対象ではございません。いずれにしても、この指針第3項については、いずれも適合しているという判断をしております。

続いて、その下ですが、第4項目目でございます。特定基地局の無線設備に係る周波数の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項というの

が第4項として記載をしております。

左側に具体的な技術を記載をしております。適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。なかなかわかりにくい表現で申しわけございませんが、適応多値変調というのは、電波の状況に応じて変調の方式を変えるとか、あるいは空間多重技術というのは、簡単にいうと電波を重畳的に使える技術の具体的な技術名でございますが、4者ともこの2つの技術について導入をするということを記載しておりますので、開設指針の4項目目については4者とも適合するという判断をしております。

続いて3ページをごらんください。これは5項目目でございます。ここから終了促進措置、いわゆる周波数移行に関する事項でございます。これは幾つか項目がありますので細分をしておりますが、まず1つ目として、指針の5項目目の最初のほうに、今回、引っ越しをしなければいけない無線局の対象局を列挙しております。(A)、(B)、(C)の3つございますが、(A)がいわゆる電子タグと呼ばれているものでございます。RFIDというのが電子タグのことです。(B)がMCAという業務用無線局のうち、いわゆる端末側です。車とかに登載するほうの端末側の無線局が(B)でございます。(C)が、その相手、いわゆる中継をする中継局のことでございます。今回、この3種類の無線システムについて引っ越しをする。いずれにしても、この3つとも対象とする計画を持っていないなければならないというのが1つ目の基準となります。

結論から申し上げますと、各者、それぞれ3つのシステムについて終了促進措置を講ずるという内容になっておりますので、適当と判断しております。実際に、この終了促進措置を実施完了する時期につきましては、各者ともまちまちのところがございます。イー・アクセスについては管内ごとに達成時期がちょっと違ってまいります。東名阪の部分については早目、平成26年度中に完了

する。四国、九州については平成27年度中、それ以外は平成28年度中という格好になっています。

なお、電子タグのシステムについては免許が要るものと要らないものが混じっておりまして、免許が要らないものというのは逆にいうと利用者がよくわからないという特徴がございますので、イー・アクセスについてはこの特定小電力無線局というのは免許が要らないものに関して、このうち製造業者が取り付け工事をするもの以外はスケジュールにかかわらず対応を随時実施するという事で、後ほど基準Aのところでの促進措置のやり方が出てまいります、いわゆる売り切りというか、利用者が買ってそのまま持っていて、メーカーがアフターケアしない形のものが多数ございまして、それについては、利用者の要望があれば随時やっていくというような内容を記載しています。

MCAの端末のほうについても、イー・アクセスについては同様に、各管内別に平成26、27、28年度と随時完了していくというスケジュールになっております。一方、MCAの中継をするところがございますが、平成25年度中に移行の措置を完了しておきたいという内容になっております。

NTTドコモについては、電子タグ、MCAの端末ともに平成26年度中に実施をしたい。ただし、全体的な割合としては平成25年度末までに、いわゆる主要都市の部分については9割程度の実施は完了をしておきたいという内容になっています。MCAの制御局については、イー・アクセスと同様に平成25年度中に移行を完了しておきたいとの内容です。

KDDIグループにつきましては、こちらもNTTドコモと似たような形でございますが、いわゆる中核都市の部分については平成25年度中、それ以外の各道県内は平成26年度中の完了を目指しております。MCAの端末については若干時期が1年ほどずれておりまして、北海道、四国、九州、沖縄の管内は平成26年度中、それ以外のところは平成27年度中となっております。こ

これは逆にいうと、数の少ない地方のほうから先にやって、数の多いところは最後までかかるだろうということだと思いますが、平成27年度中に完了するとなっております。MCAの制御局については、端末の動きがこういうブロック別に分けていることも反映しまして、平成26年度中、平成27年度中と段階的に制御局の移行を完了していきたいという内容となっております。

ソフトバンクモバイルにつきましては、電子タグについては平成25年度中の移行完了を目指す。そのうち約4割については平成24年度中に実施を完了したいという内容となっております。なお、イー・アクセスと同様、免許の要らない特定小電力無線局のタイプにつきましては、平成29年度まで申し出に基づいて順次対応していくということですが、なるべく早く実施したいということもございまして、平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施の完了を目指すという内容となっております。MCAの端末のほうでございますが、こちらは平成25年度中に移行を完了するという内容でございます。

ただし、MCAはアナログという古いシステムとデジタルという最近使っているシステム2種類が今、混在しておりますが、ソフトバンクモバイルについては、いわゆる旧タイプのシステムのアナログについては平成24年度末に実施を完了しておくということで、アナログを先に終わらせて、デジタルを平成25年度中に完了するというシステムごとの対応の内容になっています。

制御局については平成25年度中の完了ということで、この点はイー・アクセス、NTTドコモと同様となっております。いずれにしても、この基準については、この3種類の無線局を対象とした終了促進措置の中身が書いてあるかどうかということが絶対審査基準にございますので、いずれの4者とも記載をされておりますので、絶対審査基準としては適当という判断をさせていただいております。

次、4ページ目でございますが、移行に関連するものでございます。移行に際して、開設指針の中で幾つかの手順を規定しております。その中のうちのものでございますが、認定日から6か月以内に終了促進措置の実施の概要を、免許人等に周知するための措置を開始をしてくださいということ。また、同じ6か月以内に、免許を持っている免許人の方あるいは登録を受けている方に対して、その実施の手順を通知をするということを指針に定めております。この内容について記載をされているかどうかということがこの部分についての審査項目になっています。

まず、イー・アクセスについてですが、実施概要の周知につきましては、6か月以内に製造業者等を通じて郵送するほか、CM、雑誌等々によって周知を開始するという記載がございます。実施手順の通知につきましても6か月以内に郵送によって実施をするということを記載しています。

NTTドコモについてもほぼイー・アクセスと同様でございますが、平成24年6月にウェブサイトあるいは代理店、製造業者のウェブサイトあるいは広報誌等によって周知を開始する。それと、実施手順の通知については、平成24年6月から書面によって通知を実施して、翌月7月末までに完了するという内容でございます。

KDDIグループについては、これは認定後4か月以内にインターネット、報道発表等々によって周知をする。あるいは説明会の開催によって周知をしたという内容です。あと実施手順の通知も、これも4か月目から、こちらのほうは郵送、電話、メール等により行って、6か月以内に完了するという内容になっております。

ソフトバンクモバイルについては、こちらでも4か月以内に同じようにインターネット、説明会、郵送、チラシ等によって周知をまず行います。それと、実施手順の通知については、4か月以内に郵送、電話等による実施手順の通知を

実施して、6か月以内に全て完了するという内容になっております。

開設指針に照らし合わせ周知・通知の有無、それとそれを完了する時期、いずれも4者とも適合しているという判断をしております。

終了促進措置の関係で、5ページ目でございます。移行に関する話で、これはいわゆる中核になる部分でございますが、協議をするということが書いております。実際に協議をするというのは、相手によって、協議のパターンが幾つかございますので、3点記載をしております。

左側のほうをごらんいただきたいのですが、まず1つ目は、先ほど申し上げた実施概要の周知及び実施内容の通知を実際に行う前に、製造業者とあるいはMCAについては中継をする免許人との間で事前に協議をしておいてくださいとなっております。周知・通知をすることに関する協議をするということが協議の内容の1点目でございます。

2点目が、実際に免許を持っているユーザーの方々、対象免許人等との間で実際に行う措置の内容、実施時期あるいはその促進措置に関する費用の負担範囲、その方法あるいは実施時期その他促進措置の内容についての協議を行うこと。これがいわゆる引越しの直接協議をするということでございます。

3つ目が、先ほど事前に中継局の免許人とは周知・通知について協議をするというようになっておりますが、中継局の免許人も実際に移行しなければならないものですから、3番目で制御局の免許人との間では、1で定める協議と同時に2番目と同じ内容、つまり促進措置の実施の時期あるいは費用負担、方法、時期等について協議をする。それと併せて、中継のシステムがとまると端末のほうも使えなくなりますので、MCAの端末の無線局との間で、そのサービスを停止する時期も含めて協議をするということが開設指針に記載をしております。

いずれにしても、この協議のやり方について指針に書いておりますので、こ

の内容について記載があるかどうか。あるいは適切かどうかについて審査をしております。

まず、イー・アクセスでございますが、周知・通知の事前協議については、事前協議を実施する旨明記しております。

2つ目ですが、電子タグとの協議でございますが、平成24年9月から先ほど申し上げたように実際の終了措置の内容、実施時期、費用負担等々についての協議を開始する。免許を持たない特定小電力無線局についても同様に協議をするということでございます。

ただし、小売り製品の利用に対しては原則的に個別の協議は実施しないと書いておりますが、これは個別の協議というのは協議を申し入れるということではなくて、後ほど出てきますが、いわゆる標準単価を決めて支払いをするということで、いわゆるひな形を準備しているということで、ゼロベースで協議をしないという意味でございますので、協議に応じないという意味ではございませんので、そういう協議の仕方という趣旨でございます。

3つ目が、MCAの端末局との協議は平成24年9月から順次協議を開始する。制御局との協議は平成24年3月から5月までの間に、元の周波数を用いたサービスの終了時期も含めて協議を開始するという内容になっております。

NTTドコモについては、同じように事前の協議はする旨記載をしております。電子タグとの協議についても同様に協議を開始する旨記載があります。MCAの端末についても同様でございます。MCAの制御局についても同様でございます。

それとKDDIグループについても、ほぼNTTドコモと同様の記載でございます。電子タグとの協議については実施方法、費用の負担の範囲、支払い方法等についての協議を実施する。免許を持たない無線局についても同様の協議を実施する旨記載がございました。あとMCAの端末局との協議は設備の交換、

可能時期、実施方法、実際に交換をする工法も含め、それと費用負担等々について協議を実施する旨明記をしております。MCAの制御局との協議については、新周波数への切り替え装置の開発とその工事及びスケジュール、それに伴う費用負担等々について協議を実施する旨記載をしております。

ソフトバンクモバイルについては、周知・通知は3者と同様でございます。それと電子タグについては認定後4か月以内に協議を開始する。免許付与についても同様に協議を開始する旨記載がございました。MCAの端末局についても、認定後4か月以内に協議を開始すると。制御局もほぼ同時に4か月以内に旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担等について協議を開始するという記載になっています。

この部分については、先ほどの周知・通知と違いまして、協議をいつまでに開始しなければならない、あるいは協議をいつまでに終了しなければいけないという時期について、開設指針に基準はございません。協議をする旨記載をしているかどうか。それで対象者の中に漏れがないかどうかということが審査のポイントになっておりますが、いずれの申請者も実施概要の周知、実施内容の通知の前にそれぞれ協議をすることが全て記載をされておりますので、絶対審査基準としては適合するという判断をしております。

それと、続きまして6ページ目でございます。こちらのほうはいわゆる透明性の確保という形で開設指針を発表するときに、当初の案に一部修正を加えた部分でございます。その中の部分でございますが、申請者は告示のときから認定を受けるまでの間、引っ越しをしなければいけない相手方に対して、事前に費用負担に関する協議、調整を一切行っていないということ。それと認定日から1か月以内に窓口の設置をなささいということが指針に記載をしております。

4者とも事前協議はしておりませんということで、遵守をしている旨の明記がございました。なお、本件に関しましては、検証としまして既存の無線局の

免許人の幾つかのところに、この4者について問い合わせがあったかどうかを確認しましたが、いずれの4者からも一切接触はなかったということの確認も当方でっております。

それと、窓口の設置につきましては、これはほぼ記載は同じようでございますが、1か月以内に電話及びメールによる専用の窓口を4者とも設置をするということを記載しております。ただ、それぞれの会社によって、実際にその窓口の体制等々については若干人数の違いがございますが、人数そのもの自身はここでは審査対象でございませんので、窓口の設置の有無のみを確認をしています。

なお、実施に当たっては、各者ともマニュアルによる社内研修等を実施する。あるいはKDDIグループについては、社内外の講師による対応訓練等を実施する等によって窓口対応者の研修を行う旨の記載がございました。いずれにしても、この部分については、2つの点とも適合しているという判断をしております。

ここまでが終了促進措置の内容になっておりますので、一旦ここで説明を中断したいと思います。

○前田会長 ありがとうございます。ここまでのところで、御質問、御意見ございますでしょうか。

4者とも、こうした特定基地局を開設していくだけの工事能力その他は十分であるということですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。また後ほど事業計画の資金面も含めた適合性は改めて審査をしております。

○前田会長 いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 それでは、先に進めてください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、次ですが、基地局の整備計画に関係する部分を、またひとまとめの部分について説明をいたしたいと思いません。

ページでいいますと7ページから11ページまで説明を申し上げたいと存じます。まず、7ページ目でございますが、特定基地局の設置に関する要件でございます。これは開設指針の別表第2のほうに基準がございまして、その中の1つ目でございますが、全ての都道府県の区域において特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していることということが基準となっております。

各者とも特定基地局に関する開設計画の、具体的に年度ごとにカバーする市町村数を計画として提出するというようになっておりまして、全ての申請者が提出しております。

イー・アクセスにつきましては、特定基地局の開設計画として全都道府県の特定基地局の開設が完了するのが平成25年度となっております。その下のほうは年度ごとの開設無線局数及び設置が行われた市町村数、いわゆる人口カバーですね、カバーをした市町村数を累計で載せている表でございます。

NTTドコモについては、全都道府県への特定基地局の開設は平成26年度を計画しておりまして、具体的な計画はこの下のとおりでございます。

KDDIグループにつきましては、平成27年度に全都道府県への開設が行われるという計画となっております。

ソフトバンクモバイルについては平成24年度の段階で開設が行われるとなっております。

この件に関して、8ページに続きがございまして、その特定基地局のうち、いわゆるLTEの基地局の開設の計画の部分でございます。全都道府県へのLTE基地局の開設につきましては、イー・アクセスについては平成29年度でございます。NTTドコモについては平成27年度。KDDIグループについ

ては平成28年度。ソフトバンクモバイルについては平成26年度になっておりますが、それぞれ下の表のとおり、毎年度積み上げていくという計画をそれぞれ有しております。

なお、審査対象そのものではございませんが、屋外に設置をする基地局以外で、例えばフェムトセルと呼ばれている屋内にエリアの拡充をする補助的なもの、これは義務的なものではございませんが、イー・アクセスについては将来的にはそういうものの設置を検討していきたい。NTTドコモについてはエリア拡充によってそれを設置する場合がある。KDDIグループも同様の記載でございます。ソフトバンクモバイルについては、平成34年度までにHSPA+方式及びLTE方式に対応した屋内基地局を約2,610局の開設を計画している。さらにほかの開設も予定をしている場合ということになっています。

この部分は設置を義務つけている部分ではございませんので、あくまでも参考の記載でございますが、いずれにしても、特定基地局の全都道府県への設置という基準に関しては4者とも適合している。並びにその具体的な計画を有しておりますので、基準を満たしているという判断をしております。

続いて9ページ目でございますが、その特定基地局の設置につきまして、その円滑な整備のために設置場所の確保あるいは無線設備の調達及び整備に関する業者との協力体制の確保及びその根拠を有しているかどうかということが、開設計画の認定の要件の1つとなっております。

イー・アクセスにつきましては、設置場所の確保に関しては、設置場所の確保により新設をする。新しく建てるということにより基本的に対応する。ただし、一部約2,400局については既存の基地局に併設をするということで対応したい。実績として過去約5,500局の新設の実績がございます。イー・アクセスにつきましては、無線設備も小型軽量化を実現しており、併設がしやすい環境を既に整備をしているという内容となっております。

それと無線設備の調達に関しては、900MHz帯HSPA+の設備については、開発は既に完了しており、平成24年12月の運用開始に間に合うように調達が可能であるという旨の記載になっております。

LTEについてはHSPAの設備への一部設備の追加等により対応が可能ということで、平成26年度末に開発を完了して、平成27年度から調達をする計画を有しております。なお、整備に当たっての業者との協力関係については、既設の基地局の整備に関する工事協力会社を活用していくということでございますので、当然工事実績もあるという内容になっております。

NTTドコモにつきましては、設置場所の確保については既存基地局への併設により対応をするということを基本としております。どうしても併設する場合は、重量が重過ぎるとかスペース面で問題がある場合については、新設を別途考えるという内容になっております。

また、平成24年4月以降に撤去するPDC基地局約1万7,000局ありまして、いわゆる第2世代の携帯電話は3月末までに終了いたしますので、NTTドコモについては、その古い第2世代の携帯電話の基地局のスペースを主に活用して実施をするという内容にしております。

無線設備の調達については、LTEの設備については既存のLTE設備の技術をもとに無線部分の置きかえが対応可能となるので、運用開始時期までに導入は可能ということで、既にサービスを実施している事業者でございますので、こういう調達方法を考えています。

業者との協力体制はイー・アクセスとほぼ同様でございます。整備に関する既存の工事協力会社を活用していくということで実績等の添付がございました。

KDDIグループにつきましては、既設の基地局への併設によりNTTドコモと同じように対応していく。こちらのほうは平成24年7月以降に撤去する

c d m a O n e等の基地局、同じように第2世代の携帯電話のサービスがK D D Iグループについても終了いたしますので、ここもN T Tドコモと同様に、それによって撤去される基地局約1万5,000局ございますが、このスペースを主に活用して整備をするという内容になっております。

無線設備の調達については、L T Eの設備については平成24年3月までに調達先を決定するとともに、既存L T E設備の調達先と共同開発実績を活用して短時間で導入が可能という内容になっております。

業者との協力体制は2者と同様でございます。

ソフトバンクモバイルについては、設備場所の確保については既存基地局への併設約2万2,000局でございますが、それと、設置場所を新たに確保する約2万局、これの2つによって対応する。新設設置場所の選定については完了しており、地権者の交渉については着手が済んでおり、一部ですが約5,000カ所については内諾をとっているという状況になっているということでございます。

既存無線設備の空きスペースの利用及び設備の小型軽量化等によって、併設をする場合のスペース増加を抑制することによって、併設にも対応していくという内容になっています。

設備の調達については、900MHz帯のH S P A+の設備については、ベンダとの具体的な調達内容について協議を進めているために、速やかに調達が可能であり、L T Eについては、H S P A+の設備への一部設備追加によって対応可能ということでございますので、平成25年度より調達を実施するという内容でございます。

業者との協力体制については、他の3者と同様の内容になっております。

従いまして、この基準については設置場所の確保、調達、業者との協力体制の確保に関する計画をそれぞれ4者とも有しており、それぞれ具体的な内容も

記載がございますので、かつ実績もあるということで、適当という判断をしております。

次に、10ページ目でございますが、申請者が設置しようとする設備に関する技術的な検討、実験あるいは標準化等の実績又は計画を有し、かつ特定基地局の運用に必要な設備の調達、工事、運用、保守に関する計画の根拠を持っているかどうかということです。いわゆる技術能力の審査の部分でございます。

イー・アクセスについては、技術検討・実績・標準化等の部分については、HSPA+技術について、既存周波数帯でのサービス運用実績はまず実績としております。LTE技術について、既存周波数対応を含めて実証実験を行った実績も併せて有しております。900MHz帯HSPA+設備については、平成24年4月から、LTEについては平成26年10月からそれぞれ実証実験を開始する予定でございます。

標準化に関しては、標準化団体における移動通信システムの活動実績を有しており、引き続き活動を行う予定ということで、実績の添付がございました。

電気通信設備の調達の関係でございますが、交換設備、ここは無線機だけではなくて電気通信設備全般でございます。交換設備については現行サービスのものを活用するほか、利用者の増加に伴い増設を実施します。伝送路については現行サービスの回線を活用可能なものは重畳し、必要に応じて増速を実施するほか、新規の回線の調達を実施する。端末設備については、複数のベンダから調達を実施し、既に900MHz帯対応の端末は海外では広く利用されているということから、平成24年度中に端末の開発を実施します。LTE対応の端末については平成26年度末までに製品化をすることを計画しているとしております。

11ページに先に飛んでしまいましたが、電気通信設備の保守・運用に関しては、現行サービスの運用・保守に従事する技術要員の活用等を実施するという

内容になっております。

NTTドコモについてですが、10ページにお戻りいただきたいのですが、技術検討・実験・標準化等の部分について、まずLTEについては既存周波数帯で既にサービス運用をしているという実績がございます。LTEの設備についても、同じように平成24年度から実証実験を開始する予定でございます。

標準化等の部分については活動実績を有しており、引き続き活動を行っていく予定ということで実績添付がございました。

電気通信設備の調達・工事ですが、交換設備については現行サービスのものを活用するほか、将来的な話ですが、Voice over LTE、音声についてもLTEを使うという技術の導入や、ネットワークのIP化に伴う設備変更を実施していく。伝送路設備については必要に応じて増速の実施。端末設備については複数のベンダが調達を実施し、一部が既に海外向けに900MHz帯LTE端末を販売しているということから、短期間で調達を実施するという内容になっております。

保守の関係については、NTTドコモについては先ほど申し上げた第2世代、PDCサービスの終了が行われますので、PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮しまして、現行サービスの運用保守に従事する技術要員によって900MHz帯については対応していくという内容になっております。

KDDIグループについては、LTE技術については既存の周波数帯での実証実験の実績があります。それと、900MHz帯のLTEの設備については、平成24年度に5MHz幅、平成26年度に10MHz幅及び15MHz幅での実証実験を開始する予定でおります。

標準化団体における活動等については、イー・アクセス、NTTドコモと同様の内容となっております。

設備の調達・工事については、交換設備についてはイー・アクセスと同様の

内容となっております、必要に応じて増設を実施する。伝送路設備についても同様でございます。端末設備については、複数のベンダが調達を実施し、既存帯域でのLTE端末の開発実績を活用して、平成24年度中に5MHz幅、平成26年度中に10MHz幅及び15MHz幅に対応した端末の開発を実施していきたいという内容となっております。

技術の運用・保守に関しては、これらもNTTドコモと同様にcdmaOne等のサービス終了に伴う稼働減少や保守の効率化等を考慮し、今のサービス保守に従事する技術要員によって900MHz帯については対応していく内容となっております。

ソフトバンクモバイルについては、技術検討・実験・標準化等については、HSPA+の技術については既存周波数でのサービス運用実績がございます。LTEについて、既存周波数帯を含めて実証実験を行ったという実績がございます。900MHz帯のHSPA+の設備については、実証実験を既に実施済みとなっております。

標準化団体等における活動については、他の3者と同様の内容となっております。

電気通信設備の調達・工事に関係しました交換設備に関しても同様の記載となっております。伝送路設備についてもほぼ他の3者と同様の記載となっております。端末設備については、既存端末で既に900MHz帯で対応しているものを技術基準適合証明の取得等によって活用するというもののほかに、複数のベンダから調達を実施して、平成24年度中に製品化をする。LTE対応端末については平成26年度からのサービス提供に向け、技術検証を実施しているというところがございます。

電気通信設備の運用・保守に関しましては、現行サービスの運用・保守に従事する技術要員によって対応するというところがございますが、基地局の数の増

加に応じて体制の見直しを適宜実施するという内容となっております。

この4者ともこの部分の開設指針に定めた基準には適合する。それとその根拠を有しているという判断をしまして、4者とも申請内容については適合するという判断をいたしたところでございます。

ひとまず以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。このところで御質問、御意見ございますでしょうか。

7ページの開設計画の欄の数字を見ると、ソフトバンクモバイルだけ平成24年度にいきなり1万5,000というふうに出ていますが、これに対しても十分な根拠があるということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。この計画と9ページの設置場所の確保の中身とのセットで判断する内容かと思えますけれども、それぞれ併設及び新設に対して、例えば新設であれば地権者との交渉は既に5,000カ所で終わっている等の準備をしているということで、この計画中の数字を裏づける内容となっているという判断をしております。

○前田会長 当面は併設が多いので大丈夫だと、そういうことですね。

いかがですか。

無いようですので、その次に進んでください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 続きまして、絶対審査基準の残りの部分についてまとめて説明したいと思います。ページでいうと12ページから17ページまでの部分でございます。

12ページでございますが、まず、上段のほうでございます。これはいわゆる無線従事者及び電気通信主任技術者の配置の計画についての審査事項でございます。開設指針におきましては、関係法令の規定に基づいて、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠

を有していることということが内容となっております。

イー・アクセスについては、無線従事者については現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用をしていく。有資格者の積極採用と社内での資格取得支援制度等により、さらなる増員を図っていく。電気通信主任技術者については、同様に現行サービスに従事する選任者により基地局も運用する。それと同様の話で、さらなる増員を図る内容となっております。

N T T ドコモにつきましては、現行サービスによって運用するという点は無線従事者、電気通信主任技術者とも同様でございますが、無線従事者に関しましてはこれも、P D C サービスの終了に伴う稼働減を考慮しまして、現状規模を維持するという点で十分という判断をしております。

K D D I グループについては、現行サービスに従事する選任者の効率的な配置によって運用していくという点は、無線従事者及び電気通信主任技術者とも同様でございます。講習会等によりさらなる増員を図っていくということも併せて記載をしております。

ソフトバンクモバイルにつきましては、現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用していくという点も同様でございます。あと、資格取得支援制度により、さらなる増員を図るという点も同様な記載でございます。

4者ともいずれにしても、無線従事者及び電気通信主任技術者の配置の計画を有し、その根拠となるものも運用を実施する旨の記載がございましたので、適当と判断をしております。

それとその下段でございますが、こちらのほうは指針の5つ目の点でございますが、天災その他の災害及び事故の発生時における設備の障害、通信の輻輳を防止し、あるいは最小限に抑えるための措置に関する計画及びその根拠を有しているかどうかという内容でございます。

各者、既存事業者でございますので、従前のものに加えて、さらなる措置を

記載しております。イー・アクセスについては、災害時に大ゾーン化をすることによって広域をカバーすることができる基地局を設置するとともに、蓄電池の長時間化等を実施する。都道府県庁等中核地域に係る基地局のバッテリーの長時間化及び伝送路回線の冗長化を実施する。自然エネルギーを利用した基地局向け電源設備を導入し、検証を実施していき、災害時等にパケット通信より音声メッセージを送信するサービスを開発するという内容でございます。

N T T ドコモについては、車載型基地局を増強する。それと、大ゾーン基地局を新たに設置するとともに、無停電対策あるいは伝送路の二重化を実施する。非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線を配備する。都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーの24時間化を図る。あるいは重要設備の地理的な分散の実施あるいは交換機の多重構成の実施をする。災害時にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発するという内容になっております。

K D D I グループについては、車載型基地局の増強及び可搬型基地局を新たに配備をする。非常用の伝送路として衛星回線及び陸上無線回線の増強を図る。移動電源車及び非常用発電機の増強、4点目はVoice over LTEを導入する際には、災害時等に特定サービスのパケットを優先転送する機能を具備するということを計画をする。あるいは複数の給油会社と優先給油契約を締結する。監視拠点のバックアップ体制を構築し、地域補修拠点ごとに監視を実施可能な体制を整備したいということでございます。

ソフトバンクモバイルについては、車載型基地局の増強、可搬型基地局を新たに配備する。都道府県等重要拠点に係る基地局のバッテリーの24時間化を図る。燃料貯蔵施設の新設及びタンクローリーの配備、それと非常用小型発電機の増強を図る。保守運用拠点の増設と災害用資材等のための倉庫を新設をするという内容となっております。

いずれの申請も、中身は各者とも若干違いがそれぞれございますが、いずれも災害・事故の発生時における障害対策等についての計画を有しており、その計画を順次実施をしていくという内容となっておりますので、ここの部分については絶対審査基準として適合するという判断をしております。

続きまして13ページ目でございます。こちらは資金確保、いわゆる事業計画に関係する部分でございます。特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があることということが指針の基準となっております。

イー・アクセスにつきましては、設備投資の額として平成34年度までの累計として、900MHz帯の基地局設備で約1,442億円の設備投資を計画しております。これも含めました資金調達として、1つ目は2,100億円の優先株式を発行するという内容となっております。これにつきましては、引き受けについてコミットメント・レターが添付されておりました。あと銀行借入で1,800億円の調達がございます。これについては、借り入れをする銀行からの関心表明書の添付がございました。あとその他に端末の割賦販売、リース会社へ端末を売却して、割賦購入によって資金調達をするという部分が1,200億円強。あるいはECAと書いてありますが、公的輸出信用機関、外国から設備を輸入するときに、その海外の政府から信用保証を受けるという制度がございまして、これによつてのファイナンスが416億円ということで、これも関心表明書の添付がございました。正確に申し上げますと、この設備投資に、後ほど説明しますいわゆる引っ越し代金2,100億円と記載しておりますので、この加えた部分の資金調達の内容となっておりますが、これにつきまして必要な投資に対する資金調達の記載がございます。

それと、損益については、認定の有効期間中、平成34年度までのいずれの

年度においても、当期損益としては黒字の計画を提出しております。

N T T ドコモですが、設備投資は平成 3 4 年度までの累計として 9 0 0 M H z 帯としては 2, 3 1 3 億円を計画しております。資金調達としましては、電気通信事業等からの資金収支により調達をする。利益剰余金が現在約 3 兆 8, 1 3 2 億円あるということが、平成 2 3 年度の第 2 四半期報告書によって確認しております。

それと損益については、認定の有効期間中のいずれの年度においても、営業損益は黒字という内容の計画が提出されております。

K D D I グループについては、設備投資額が約 2, 5 3 6 億円となっております。資金調達については資金収支より調達をするということで、利益剰余金が約 1 兆 8, 1 2 5 億円と、これは K D D I になっております。4 3 6 億円、こちらは沖縄セルラー電話の額でございますが、これも第 2 四半期報告書にて、その金額を確認をしているところでございます。

損益については、他の 2 者と同様に、認定の有効期間中のいずれの年度においても、当期損益は黒字という内容となっております。

ソフトバンクモバイルについては、9 0 0 M H z 帯の設備投資が 8, 2 0 7 億円となっております。資金調達として電気通信事業等からの資金収支により調達をするということで、利益剰余金が約 6, 7 0 4 億円の記載がございます。これは平成 2 2 年度の有価証券報告書によって確認をしております。このほかに親会社からの貸付が 3, 0 0 0 億円の計画がございます。貸し付ける親会社の預金等残高証明書及び貸付に関する取締役会の議事録の添付がございました。

そのほかにいわゆる設備のファイナンスで約 9 7 8 億円の調達をするということで、こちらは関心表明書の添付がございました。

損益について、他の 3 者と同様に、認定の有効期間中にはいずれの年度においても、当期損益は黒字という結果が出されております。

従いまして、いずれの4者とも事業に要する費用に充てる資金の確保に関しては、必要な設備投資に対応する資金調達の計画がございまして、なおかつ資金調達のうち、外部調達をする部分については、関心証明書あるいはコミットメント・レター等によって、外部調達をする先の意思表示が添付されているということ。それと、開設指針における基準、いわゆる認定の有効期間中に利益の生じる年度があるということに関しましては、全者とも認定の有効期間中、どの年度においても黒字という結果が出されておりますので、提出されている計画に基づいて判断したところ、絶対審査基準としては適合しているという判断をいたしております。

14ページでございますが、こちらのほうは法令遵守等の関係でございます。法令遵守のための体制の整備、それと個人情報保護のガイドラインを総務省の告示で定めておりますが、これに適合した個人情報保護のための体制の整備あるいは電気通信事業の利用者の利益保護のための体制の整備の計画、それと根拠の有無でございます。いわゆるコンプライアンス、個人情報、苦情・問い合わせの処理の体制の3点でございます。

イー・アクセスについては、コンプライアンス体制については社内委員会、相談窓口の設置、社内規程、運用手引を策定して、申請書に添付がされております。社員・業務委託先にも教育、研修等を実施しております。反社会勢力への対応についても、社内規程を策定しております。

個人情報保護の体制については、個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程を策定しており、申請書に添付がございました。個人情報を含む情報セキュリティ対策を実施しております。

苦情・問い合わせ処理の体制については、カスタマーセンター、イー・モバイルショップ等に対応し、オペレーターのモニタリング、トレーニング等を実施をする等の対策をとっております。

N T T ドコモについては、コンプライアンス体制についてはイー・アクセスとほぼ同等の内容となっており、いずれにしても社内規則等については全て申請書に実物が添付されております。

個人情報の保護についても同様となっております、社内規程については申請書に添付がございました。

それと、苦情・問い合わせの処理の体制は、インフォメーションセンター及びドコモショップ等で対応するというところでございます。

K D D I グループについては、コンプライアンス体制については、ほぼ同様の内容としていまして、行動指針を策定しているということで申請書に添付がございました。

個人情報保護の体制については他の2者と同様でございまして、社内規程を策定しているということで、申請書に添付がございました。

苦情・問い合わせ処理の体制については、お客様センター及び自動音声、ウェブ等による無人対応等で対応しているということでございます。

ソフトバンクモバイルについては、コンプライアンス体制についてはC C Oを選任するということと、相談窓口の設置、社内規程・運用手引の策定ということで、他の3者と同様に申請書に添付がされております。その他の記載事項もほぼ他の3者と同様でございます。

それと、個人情報保護の体制については同様に、他の3者と同様に社内規程の策定ということで申請書に添付がございました。

苦情・問い合わせの処理等の体制でございしますが、カスタマーサポート拠点で対応あるいは販売代理店との苦情等に対応するケアセンターを設置をしているという内容でございます。

いずれもこの3点、コンプライアンス、個人情報保護、苦情・問い合わせの処理体制についての計画を有して、その根拠となる添付書類もございましたの

で、4者とも適合するという判断をしております。

次に15ページ、上段でございますが、既存無線局の運用と、混信防止に対応するための体制の有無でございます。既存無線局の運用及び電波監視を阻害する混信その他の妨害を防止するために、妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置、特定基地局の設置前に設置に係る情報交換もしくは協議の実施、また、妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加もしくは無線局の設置場所あるいはアンテナ、空中線の指向方向の調整等の実施による干渉の改善等の措置を行う契約及びその根拠を有すること。いわゆる他の無線局に妨害を与えないための手順、体制あるいは技術の対応があるかないかということが審査の内容となっております。

イー・アクセスについては、干渉調整の窓口を通して調整を実施する。あとサイトエンジニアリングとあって、空中線のアンテナの方向・指向性の調整を実施をしております。あとフィルタの追加を実施する。以上、申し上げた点について既に実績があるという内容となっております。

NTTドコモについては、イー・アクセスとほぼ同様の内容となっております。窓口、サイトエンジニアリングやフィルタの追加等の実施を記載しております。

KDDIグループについても同様の記載でございます。

ソフトバンクモバイルについても、ほぼ同様の記載でございますが、上から3つ目までは同様でございます。ポツの4つ目でございますが、技術基準よりさらに厳しい規格の無線設備の導入を図る。あるいは干渉となる他の無線局の周辺を物理的または電磁的な遮蔽物でシールドをするという対策を措置をするということも加わっております、この2点も加えまして実績があるという内容となっております。

従いまして、4者ともいわゆる混信防止に対する体制、対策及び技術的な実

績等も有しておりますので、4者ともこの基準には適合するという判断をしております。

下段でございますが、これは移行措置の最低額1,200億円を負担することが確実であることというのが基準として記載をされておりますが、絶対審査基準でございました1,200億円というのが最低額となっておりますので、その1,200億円を確保できるかということでございます。

負担可能額は冒頭に説明がありましたとおり、4者とも2,100億円以上の金額が提示されておりますので、金額としては1,200億円以上であるのは間違いございません。

それに伴う資金確保でございますが、先ほど事業計画で申し上げたところと一部重複しますが、イー・アクセスについては優先株式、先ほど申し上げた2,100億円、あと現在の現預金378億円、これは預金残高の証明書の添付がございました。これをもって負担可能額として提出された2,109.04億円の確保はできる内容となっております。

NTTドコモについては、利益剰余金3兆8,132億円をもって資金の確保に充てる内容となっております。

KDDIグループについても同様に、利益剰余金1兆8,125億円及び436億円、これは沖縄セルラー電話の分でございますが、これによって充てる。

ソフトバンクモバイルについては、負担可能額2,122.5億円でございます。資金確保については利益剰余金6,704億円を充てますが、さらに親会社貸付金3,000億円ということで、これは先ほど事業計画と同じ記載の部分でございます。親会社の預金残高証明書、それに関する取締役会の議事録等の添付がございました。

いずれの4者とも最低金額1,200億円を上回っておりまして、その1,200億円を上回る金額について確実に確保する方法が具体的に示されているた

め、これは4者とも適合するという判断をしております。

16ページ目、上段でございます。これは携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取り組みでございます。いわゆる携帯電話システムの高度化・高能率化を図る計画があるかどうかという部分でございます。結論から申し上げますと各者ほぼ同様の取り組みをしている、あるいは取り組みをする予定ということになっております。

イー・アクセスについては、セルを小さくする小セル化、あるいは6セクタ化、セクタというのは1つの携帯電話のセルを分割して使うという技術でございますが、6セクタ化の実施。あるいはVoice over LTE、音声をLTEで送信する技術の導入について検討する。あるいは既存の周波数とあわせたロードバランス、負荷分散で制御をするということを実施する。あるいはセルとセルの間の干渉制御の実施等のそれぞれの技術の導入を実施しているということでございます。

NTTドコモについても、ほぼ同様のものがございますが、2つ目まではイー・アクセスと同様でございます。3点目ですが、キャリアアグリゲーションということがございます。LTEの搬送波を複数同時に使用する技術。いわゆる飛び飛びになっている電波帯を束ねて送信をして、高速化するというキャリアアグリゲーションという技術がございますが、この技術を導入していくという内容を書いております。

KDDIグループについては、小セル化。Voice over LTEは同様でございます。NTTドコモと同様にキャリアアグリゲーションの導入についての検討をする旨の記載がございました。そのほかに、ヘテロジニアスネットワークといって、大小の基地局を組み合わせる、基地局の大きさが違うものを組み合わせる技術の導入を行う。それと、フェムトセルで基地局を活用していきたいという内容でございます。

ソフトバンクモバイルについては、他の3者とかぶるところが多うございますが、小セル化、6セクタ化、Voice over LTEの導入についての検討、あるいは既存周波数とあわせたロードバランスの制御を実施する。基地局のエリアの最適化あるいはフェムトセル基地局の活用となっております。

いずれの申請者も、電波の能率的な利用を確保するための具体的な取り組みの計画を持っております。その根拠として導入に関する技術的説明が付されているということでございますので、4者ともこの基準には適合するという内容となっております。

その下でございますが、開設指針に定めている絶対審査基準の最後の基準となっております。ちょっと字が小さいところでございますが、これは申請者自身に関する要件でございます。たくさん書いておりますが、簡単に言うと、1つ目の丸が1人で2つ以上申請していないかどうか。2つ目は申請を行っている法人または団体の役員が他の計画の申請をしていないかどうか。3点目が、申請者が法人または団体である場合にあっては、その役員が逆に申請をしていないかどうか。4つ目が、法人または団体が申請者である場合に、その法人と団体と関係する会社が申請をしていないか。3分の1の出資関係にある会社が申請をしていないかどうかという部分が、ちょっといろいろなパターンを書いているので非常に細かくなっておりますが、そういう関係会社が申請していないかどうかということでございます。

いずれもこの4項目照らし合わせておりますが、今回は4者の申請でございますので、この4点の部分については、いずれも合致する部分はないということでございます。いずれの申請者も申請者に関する要件は満たしているということでございますので、この部分は適合するというところでございます。

最後17ページをごらんください。電波法の認定の規定に基づきますと、開設指針に適合しているということのほかにも2点ございます。開設計画が確実に

実施される見込みのあることというのが電波法の第27条の13第4項第2号、それと開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが可能であるということが認められるかどうかということが、同項の3号に規定をしております。

この点は既にこれまで申し上げた計画の中で記載をされておりますが、改めて2つ目の計画の実効性の確実性については、特定基地局の整備の内容、それと資金調達の部分、社内体制の整備等、開設計画について、内容が実績もあるいは根拠も含めて記載をされているということでございますので、計画が確実に実施される見込みが4者ともあるという判断をしております。

それと、申請の中身は割当可能かどうかについては、今回、申請は割当計画で示された15MHz、945～960MHzの周波数を希望している内容でございます。それと、その周波数は平成24年7月25日以降から使用できるということが割当計画に書いております。実際に特定基地局を運用する日時が全て7月25日以降となっておりますので、割当が4者とも全て可能であるという判断をしております。よって絶対審査基準につきましては、以上の部分も含めまして全て適合しているという判断をしたところでございます。

以上よろしく申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、今の12ページから17ページのところで、御質問、御意見ございますでしょうか。

○山本委員 よろしいですか。直接、本件と関わらないかもしれませんが、12ページの天災等への対応のことですが、これは東北大震災のことがあって、総務省の中でも何か研究会等を行っていますよね。何かそれを反映した内容になっているとか、そういうことはあるのですか。

○桜井総合通信基盤局長 検討会を開いて、昨年12月末にまとめております。

それも主として通信事業者に入っていて、震災による通信網の被害状況であるとか、復旧状況であるとかという、その経験に照らしてどういうことをやっていきたいというような議論を踏まえてつくっております。

そういう意味では、ここに書いてある大ゾーン化を図るとか、特に、今回の震災で通信網が途絶した大きな理由が、電源が喪失してしまった、あるいはバッテリー、予備の発電機に対する給油が迅速にできなかったというようなことがあって、そういう意味でこの蓄電池の長時間化ですとか、大ゾーン化ですとか、あるいは災害時にパケット通信による音声メッセージを送信するという、このNTTドコモのものがありませんけど、そういった対応ですとかというのは、その報告書にも盛られておりますし、現に各者それぞれ取り組みを始めているところであります。

○山本委員 各社で違うというのは、やはり各社でそれぞれいろいろ模索をしているというかそういう事情が……。

○桜井総合通信基盤局長 そうですね。網羅的に書いたかどうかというのはあるかと思いますが、結構そういう意味では共通化しているところが多いのではないかと思いますけれども。

○前田会長 ほかに。

13ページの資金調達の話では、1者だけ資金調達が外部からの借りに頼るということで、これだけの額を借りて、特に先行的に費用が出ていくという構図なんですけれども、それでも当期損益が全部黒字で推移すると、そういう確認をしているということなんですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 その意味では2点確認をしています。まず、資金調達として書いてあるものがきちんと調達できるのかというのが、そもそもまずあった上で、それを前提とした収支がどうかということでございますので、いずれも計画を見ますと、これを前提として、認定を受けた翌年度、

平成24年度から当期損益が黒になるとされております。

正確に申し上げますと、やはり最初に借り入れをしてスタートするわけですので、最初の当期損益は小さ目でありまして、徐々に返済あるいは設備投資に伴う収益の増加に伴って当期損益がだんだん増えていくという内容でございますが、平成24年度の段階から当期損益が黒字であるという内容になっておりまして、添付されている資料を検証しておりますが、その前提となる事象について漏れがあるかどうかについても、特に我々としては漏れがない上で計算されたものと判断しておりますので、計画の中身は適切であるという判断をしております。

○前田会長 それだけ早目に需要がつくという計画になっているということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 そういう意味では、収入に該当する部分の増加も当然当期損益に貢献する分でございますので、契約数についても900MHz帯の割当てがあった場合については、それに伴う契約数の増というものを当然見込んだ上での計画になっているようでございまして、その数字自身が現実的にどうなるかは別でございますけれども、その見積もりをもとにした収益に基づいて当期損益が黒になるという内容になっております。

○鈴木電波部長 追加で1つ。そのような意味では、この新しく追加される周波数だけの事業というのは特別に抜き出せませんので、新しく追加された周波数と今持っている周波数で行っている事業とを併せて、きちんと会社として黒字を出していくというのが、ここで黒字を計上しているという趣旨になります。

○前田会長 はい。

○山本委員 今のページでよろしいですか。設備投資の額、平成34年度までの累計がNTTドコモとKDDIグループはほぼ同じなんですが、他の2者は高いほうと低いほうでかなり差が出ていますね。これはどういう理由なんです

か。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 これは今月10日に申請書の概要を公表したときの数字そのものでございますが、会社の特徴を申し上げますと、簡単にいうと要点は2つございます。

1つ目は、基地局の設置計画であったように基地局の数そのもの自身がまず違うという点があります。イー・アクセスについては、約1万5,000局を最終的に整備する。ソフトバンクモバイルについては約4万2,000局を整備するというので、まず数が違うというのが第1点目でございます。

2つ目が、これはちょっとこの資料上載っておりませんが、その基地局を整備するのに必要な無線機の代金、いわゆる単価について、実際に調達先が違うものでございますので、その影響かと存じます。

イー・アクセスについては、調達するLTE設備の機器についてはソフトバンクモバイルに比べて単価が安い。ですから、基地局の数が少な目で単価が安いので、設備投資額については軽くなっているということでございます。その2つの要因が大きく差となってあらわれたものと考えております。

○前田会長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、その次に進みます。

(2) 競願時審査基準について

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、続いてでございますが、先ほどの絶対審査基準の部分について、いずれの4者とも適合するという形になりましたので、冒頭の概要の説明のとおり、競願時審査基準のほうに審査を進め

ていく形になっております。

18ページが、競願時審査基準として開設指針に定めた2つの基準の審査結果でございます。第1、第2の基準がございますので、この2つの基準について、まず、説明をさせていただければと存じます。

まず、上段のほうですが、第1基準のほうにつきましては、左側に基準がありますように、周波数の移行に関する負担可能額について、より大きいこととということでございます。負担可能額に10億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、2,100億円を超える額があるときは、その超える額を控除した額とするというルールが開設指針に書いてあります。上限額2,100億円の中で多寡を審査するという内容となっております。

4者につきましては、イー・アクセスについては、負担可能額2,109.04億円。NTTドコモとKDDIグループについてはそれぞれ2,100億円、ソフトバンクモバイルについては2,122.5億円が記載されております。

それに伴う資金調達、これについては先ほど絶対審査基準で調達の確実性を審査いたしました、同じものを記載しておりますので、それぞれの金額について調達する裏づけとなる確保の結果は有しているということでございます。

従いまして、上限が2,100億円でございますので、4者とも上限値である2,100億円に並ぶということで、第1審査基準においては、いずれの申請も優劣が判断できないという審査結果になっております。

これに基づきまして第2基準に進むこととなります。開設指針の別表第3によりますと、認定日から7年を経過した日の属する年度、平成30年度末の段階であります、これが全国のLTEシステムの人口カバー率がより大きいこと。これを計算する場合は、100分の5で除した値、簡単にいうと5%刻みで区割りを設けて、その区割りに属する一番高い者が認定されるというのが第2基準になっております。

この人口カバー率の計画については、各者とも結論から申し上げますと、95%を超え100%以下、5%刻みでいうと一番上の区分になりますが、この区分にそれぞれ該当する形になります。

イー・アクセスで申し上げますと、平成30年度を見ますと99.4%、NTTドコモは98.0%、KDDIグループが98.2%、ソフトバンクモバイルは99.9%となっておりますので、こちらも簡単にいうと同率1位ということでございますので、いずれの申請についても優劣が判断できないという形になります。第2基準におきましても優劣が判断できないということで、第3基準に進むという流れになろうかと思えます。

一旦ここで説明を中断させていただければと思います。

○前田会長 それでは、この第1基準及び第2基準のところについて、御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 それでは、先に進んでください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 19ページ以降が第3基準の審査になります。19ページに書いている部分については、冒頭の概要部分で説明した内容と全く同じ内容でございますので、基準A、基準B、基準C、3つの基準についての適合の度合いが総合的に高い者を認定するというのが、開設指針の内容となっておりますので、基準A、基準B、基準Cそれぞれについて審査をしながら認定をするという形になります。

冒頭申し上げたとおり、本件については19ページの下にある配点表がございしますが、この配点表に従って審査をし、点数をつけていくという形にしております。

基準Aから順番に説明をしていきたいと存じます。まず、基準Aについて説明をいたします。20ページをごらんください。これは基準Aの部分でござい

ます。改めまして、基準Aの審査基準につきましては、これはいわゆる引っ越しに関する事項でございます。終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していることということが、指針の基準Aの内容となっております。

概要は審査をしたポイントだけ書いておりますが、この部分については、これに該当する申請書に記載されている事項を、申請書の中から洗い出しまして記載をしておりますので、ちょっと長いところでございますけれども、全て紹介をいたしたいと思っております。

まず、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイル、いずれの会社につきましても、対策及び体制に関する計画、この対策という部分、それと体制という部分、この2つの事項に関しては、まず4者とも計画についての記載がございましたので、配点表でいうと基礎点になる1点というのは獲得できているということになっております。

具体的な計画の中身の部分でございますが、まず、イー・アクセスでございます。対策の観点での記載事項ということでございまして、まず、1つ目ですが、対象免許人等と既に一定の関係を築いているシステムインテグレータあるいはMCA端末局の販売店を仲介業者として活用するということが基本的なコンセプトになっております。また、テレビ・ラジオのCM、郵送通知の2回実施等の周知・通知によって迅速な協議を開始します。

終了促進措置、いわゆる引っ越しに関する条件については、この仲介業者の支援のもとで対象免許人等との協議をする。その際に、その措置の費用については標準的なケース、典型的な工事をするようなケースでありましたならば、この仲介業者と協議をして、その費用については決定をしておいて、その他の条件、つまり、例えばいつ実施をするとか、そのような費用以外の条件につい

ては、対象免許人等と協議をするということで、いわゆる協議先を内容に応じて分割をする。お金は仲介業者、他の条件については対象免許人等でやるというような形で分離をするというのを、標準的な協議パターンということで実施したいとなっております。

この費用の部分について、標準的な単価、大体全体の8～9割ぐらいが合意できるような水準を設定するというような記載になっておりますが、具体的な金額はございませんでしたが、標準的な単価を定め、料金表を策定する。標準単価で対応できない場合については、個別の見積りをするとか、あるいはそもそも対象免許人等、つまり引っ越さなければいけない方が、移行そのものについて合意できないというような場合については個別に処理をする。個別ソリューションフローについても記載がございました。いわゆる標準的なパターンが原則ですが、それ以外のパターンについてのフローについても記載がございました。

仲介業者との間の実際に終了促進措置の実施に係る委託契約、これは工事費用を仲介業者に支払って、工事業者はそれを受けて工事をするという関係になっております。支援をする関係になりますので、委託契約書を策定します。それと、対象免許人等との間の移行条件に関する説明書兼確認書というものを策定します。それぞれ素案という形で添付がございました。それを用意して協議に臨む。ひな形を用意するということでございます。

ページをめくりまして21ページ目でございますが、一方、体制のほうでございますが、イー・アクセスにつきましては、終了促進センターというのを設置して、最大422名の体制を構築します。そのセンターの中では、個別の見積り等に対応する要員を各総合通信局管内の拠点等に配置するほか、個別ソリューションの検討や事例共有を行うようなグループを設置する。あるいは監査室を社内で別組織として設置をし、センターの業務の監督し、リスクマネジメ

ントをやる。あるいは作業遅滞が起こった場合の補充要員として、社内でさらに100名を確保するという計画をしている。

それと、これは、全体としてイー・アクセスのみ記載されている事項でございますが、独立した組織として一般社団法人900MHz利用者支援センターという仮称でございますが、これを設置して、対象免許人等からの質問・相談等に回答・助言をする。あるいは苦情申し立てがあった場合については、確認をした上で社内組織、先ほど申し上げた監査室に対して、是正勧告をする。このほかに弁護士団体との提携を通じて、あっせん人、調停人、あるいは仲裁人の候補として弁護士を紹介するというのも、このセンターに行わせたいということの内容にしております。

3番目その他記載事項として、今、申し上げた部分を含めました業務フロー等の記載がございました。以上がイー・アクセスの記載内容でございます。

恐縮ですが、ページをまたお戻りいただきまして20ページでございますが、NTTドコモの部分でございます。

この部分については、対策の部分については全部洗ったのですが、実施に当たってはMCA制御局の免許人、端末局販売店、製造業者の協力を得ながら実施する。いわゆる免許を持っている方だけではなくて、メーカー、販売店等、流通網の方と協力をしながら実施をするということの記載がございました。

ページが飛びまして、21ページでございますが、体制の部分については、平成24年5月末までに専担組織8名とグループ会社を合わせて計73名の要員を確保する。これは絶対審査基準にもありました窓口と共用するという内容となっております。この専担組織にて、実施体制の構築や方法の詳細策定等の調整を実施していくという内容となります。

その他の記載事項のフロー等の流れについて、記載がございました。

KDDIグループについては、20ページにまた戻っていただいて恐縮です

が、こちらのほうはRFID、電子タグの製造業者、販売店あるいは実務経験者も含めましてRFID移行促進連絡会を各地方の事務所ごとに設置をする。MCA制御局の免許人、MCAの製造業者、販売業者等からなるMCA移行促進連絡会というのを東京に設置をする。

この連絡会を設置しまして、新しい周波数に対応した装置の提供する時期あるいは移行状況を把握する。あるいは対象免許人等への情報提供あるいは合意形成のノウハウの共有をするというような相互連携の組織を新たに設置するという中身が対策の事項として記載をされておりました。

体制につきましては21ページ目でございますが、41名の要員によって全国12カ所に事務所を配置して、専門スタッフとして最大150名を作業量に応じて地方に配置をするということでございます。これもNTTドコモと同様に窓口を設置する窓口の要員と共用しているという内容でございます。

その他スケジュール等の記載がございました。

ソフトバンクモバイルでございますが、対策の部分についてですが、認定後1か月以内に移行促進のための現場対応マニュアルをまず作成する。MCAや電子タグの関係者、これは製造業者、販売店、対象免許人等に対する説明会というのを各県、総合通信局ごとに実施をする。

MCAの制御局以外の合意形成については、契約書のひな形を作成する。このための標準化手法として、ひな形の作成をするということでございます。

それとMCAについては、ソフトバンクモバイルでは、移行するに当たって、新旧両周波数帯を同時に利用することに対応するという事も考えまして、デュアル端末、今、使っている周波数と引っ越し先の周波数と両方使えるというデュアル端末の利用あるいは制御局への回線制御装置の接続をして、デジタルMCAの周波数の変更を行うという提案をしています。つまり、どのように移行するのかという技術的な観点からの提案書ということが内容としてあります。

ただし、これについては、最終的には協議が必要でございますので、MCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進めるということとしております。

ページをめくりまして21ページが体制の部分でございますが、まず、認定後1か月以内に300から400名程度の規模の移行促進対策本部を構築いたします。

その本部については、予算・人事・契約等を管理する移行管理部、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行うRFID移行企画部あるいはMCA移行企画部あるいは対象免許人等からの問い合わせを受け付けるお客様対応部、それと協議・合意契約・工事管理等を行う地域対応部をそれぞれ設置しまして、各部において地域ごとの下部組織についても同時に設置をするということで、組織分担の中身についての記載がございました。

その他の記載事項として、それぞれの移行方法、協議のフロー等については、他の3者と同様に記載がございました。

以上が、申請書に記載されている4者の内容でございます。22ページ以降が審査の結果でございます。基準A及び基準Bについては、総当たり方式によって行いますので、計6通りの評価をしていく形になっております。

22ページですが、まずイー・アクセスとNTTドコモという組み合わせの評価の部分でございます。まず、両者とも、製造業者、販売店等と協力して協議をする。あるいは専門組織を設置するという点において、記載がございました。

ただ、それぞれの中身についての評価については、優位の判断が出る部分がございます。まず、協力体制の部分については、イー・アクセスについては、先ほど申し上げた費用と条件の部分の協議の分離が書いておりました。それと、料金表の価格が実際実費を超えた場合についてどういう処理をするのかという

点について、費用負担の公正性の観点から、検討がさらに必要と思われる部分ではありますが、具体的な記載がございませんでしたけれども、料金表を仲介業者に提示をして、定型的な費用負担の処理を進めることとしている点。それと定型的な費用負担処理が行えない場合の対策についても、具体的な記載がされておりまして、この点、NTTドコモに比べて迅速な合意形成を図るための対策については優位な点を有しているものではないかと評価をしております。

専門組織の設置の部分についてでございますが、イー・アクセスについてはNTTドコモより、まず1つは大規模な社内体制を整備するという点がございまして、かつ、その社内体制における業務分担がかなり明確になっているということと、加えまして外部組織、一般社団法人を設置しまして、協議・あっせん・仲裁・調停等の支援を行うということもさらに加わっておりますので、体制に関しましてはNTTドコモに比べて優位な点を有するものと判断をいたしております。

その点を考えまして、イー・アクセスとNTTドコモの間では、イー・アクセスが優位という判断をしております。

2つ目がイー・アクセスとKDDIグループの間でございますが、こちらも記載事項としましては、先ほどと同じように協議をする点と専門組織を設置する点は記載ございますが、それぞれの点につきまして、イー・アクセスは先ほど申し上げた点を記載しております。定型的な費用処理が行えない場合の対策等も含めて記載をされているという点におきまして、KDDIグループに比べて迅速な合意形成を図るための対策については、やはりイー・アクセスが優位な点を有しているのではないかと評価をいたしました。

それと、体制につきましては、先ほどのNTTドコモとほぼ同様の評価でございますが、大規模な社内体制を整備することとし、かつ社内体制における業務分担の明確化がされております。加えて外部組織の設置に関する各種支援と

いう部分がございますので、KDD I グループに比べて体制についての優位な点はあると評価をいたします。

従いまして、イー・アクセスとKDD I グループの間におきましては、イー・アクセスが優位な計画であると評価をしております。

イー・アクセスとソフトバンクモバイルの間でございますが、こちらも前の2つと同じように2つの観点がございますが、1つ目が協議の部分でございますが、イー・アクセスについては、費用と条件の協議を分離、料金表を使った定型的な処理に加えて定型外の処理の負担も書いているという点は、先ほど申し上げたとおりでございますが、ソフトバンクモバイルに比べて、その点では迅速な合意形成に図るためについては優位な点がある。ソフトバンクモバイルはひな形を記載する等の記載がございましたが、定型外も含めた全てのパターンに応じた体制についての記述がありましたのはイー・アクセスでございますので、この点はイー・アクセスが優位な点があるものではないかと評価をしております。

それと社内体制については、規模からいうとほぼ同等ということがございますが、イー・アクセスについては、この体制に加えまして、先ほどから申し上げている外部組織の設置というものがさらに加わっております。この点を踏まえますと、円滑な実施を図るという観点からするならば、体制整備に関してはイー・アクセスに優位な点があると評価をします。イー・アクセスとソフトバンクモバイルの間は、イー・アクセスが優位であるという評価をしております。

続いて23ページ目でございますが、残りの組み合わせ3つございます。NTTドコモとKDD I グループの部分でございますが、こちらについて、まず1つ目の協議体制の部分についてでございますが、こちらはKDD I グループについては移行促進連絡会という、協議体制についての連絡体制をとりながら

進めていくという点においては、NTTドコモについてはそうした記載がございませんでしたので、合意形成を図るための対策については、KDDIグループが優位な点を有しているものと判断をしております。

それと、専門組織については、KDDIグループが大規模な社内体制を整備しているということもありますので、NTTドコモに比べて優位な点があるものかと存じます。こちらの点は以上2つを合わせまして、KDDIグループが優位な計画を有しているものと評価をしております。

NTTドコモとソフトバンクモバイルの間でございますが、ソフトバンクモバイルについては、契約書のひな形の作成をするということと、各県、総合通信局ごとに関係者に対して説明会を実施するという形になっておりまして、定型的な処理及びきめ細やかさというような中身について見ますと、かなり詳細に書いてあるということで、NTTドコモに比べて、対策については優位な点を有すると評価をしております。

組織については、NTTドコモに比べてかなり大きな社内組織を、なおかつ認定から1か月以内に構築すると書いており、かなり早期に整備をするということとしております。かつ社内体制について業務分担がかなり明確に記載をされているということで、大規模な組織を機能的に運営するということになっておりますので、NTTドコモに比べて体制の面でも優位な点があるということでございます。よって、ソフトバンクモバイルの計画が優位であると判断をしております。

最後にKDDIグループとソフトバンクモバイルの間でございますが、協議の部分に関しましては、先ほど申し上げたソフトバンクモバイルについては、各県・総合通信局ごとに説明会をするということがございます。ただ、この点に関しましてはKDDIグループは、連絡会を設置して行うということでございます。この点は手法こそ違いこそすれ、お互い情報共有をしながら進める

という点においては、ほぼ同等ではないかと考えますが、ソフトバンクモバイルについては、さらにこのほかに契約書のひな形を作成するという協議そのものの自身の標準化という部分がありますので、最終的にはKDDIグループに比べて、対策については優位な点があると判断をしております。

それと体制につきましては、ソフトバンクモバイルについてはKDDIグループよりも大規模な体制を早期に整備をする。かつ業務分担はKDDIグループに比べて詳細に記載をされているということでございますので、円滑な実施を図るための体制の整備に関していえば、ソフトバンクモバイルに優位な点があるものと評価をしています。

以上、6つの組み合わせの評価を総合しますと、22ページの一番上でございますが、対抗的な審査を行った結果としましては、イー・アクセスにつきましてはNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイルの3者よりも計画は優位ということでございまして、3点。

ソフトバンクモバイルについては、NTTドコモ及びKDDIグループの2者よりも計画が優位と評価できるので、2点。

KDDIグループについては、NTTドコモの1者よりも計画が優位ということで1点という評価。

NTTドコモについては、優位となるものがおりませんので0点。

ということで、基準Aについて、先ほど冒頭に申し上げた計画を有するという基礎点の1点と、ここに示した各者の3点、0点、1点、2点と、基準Aの評価をいたしたところでございます。まず、基準Aについての説明は以上でございます。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、基準Aについての審査に関して御質問、御意見ございますか。

○山本委員 1つだけ。細かい点の確認ですが、21ページのイー・アクセス

の一般社団法人を設立するという計画なんです、これはどの程度具体的な計画が書かれていたんでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 まず、社団法人を設置するという事で、必要な資金の手当てをしなければいけないので、ちょっと幾つか内容がありますが、1つ、資金面という点において、この点の手当てをするという部分が、これは実は事業計画の中にも含まれておりますけれども、その資金の提供をして設立するという部分が、まず記載がございました。

それと、一番業務のコアになるあっせん人、調停人、仲裁人の候補に関する部分でございますが、この部分については申請書の中におきましては、弁護士団体に実際にこの提案をしたということで、協議をしたということの事実を示す書類も添付されておりましたので、それが認定されればそういう実行に移せる資金的な面と業務提携の関係についての準備は、それなりにされていると判断いたします。

○前田会長 いずれも計画の比較なので大変難しい問題だなというふうに思いますが、もともとの審査基準で計画がより充実しているという、その充実の中身を評価しているんだなと思っておりますが、その充実という言葉は、計画がより具体化しているということをもって充実しているというふうに考えた。そういうことですよね、ここで言っているのは。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。一言で申し上げれば、今回、認定を受ければ直ちに業務を開始していただくという状況になっておりますので、そういう点ではすぐ実行に移せるということです。

それともう1点は、今回は周波数移行を伴うと申し上げましても、対象となる無線局の免許人が非常に多うございます。免許人の数でいうと約2万人を超えるような規模の移行でございますので、当然その規模に見合った体制をとっているという部分で、その具体性という部分はその点も加味して判断をすると

いうことが必要と考えております。

○前田会長 計画同士の比較でこれだけ大きな点数の差があるというのは、評定はなかなか難しいところかなという気もしないではないんですけど、明らかな計画の差があったというふうに理解すると。わかりました。

それでは、その基準Bのほう。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 続きまして、基準Bでございます。こちらのほうは24ページから、基準Bの計画の内容及びその審査の結果になっておりますが、改めまして基準Bにつきましては、ちょっとわかりにくい表現になっておりますけど、本開設指針あるいは開設計画の認定を受けていない、つまり携帯電話の免許を持っていない電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備、その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画を有すると。要するに、携帯電話の免許をとった場合に、その周波数帯を、免許を持っていない他のMVNOと呼んでいますが、そういう者に対してネットワークを提供することによって、より多くの人がそれを使えるということを含む、いわゆるネットワークの開放性を審査基準にしている部分でございます。

こちらも基準Aと同じように、まずそもそもMVNO、いわゆる仮想移動体通信事業者と呼んでいますが、これに対する提供の計画を持っているか持っていないかということがまず基礎点としております。これは持っていれば1点でございますが、4者ともその計画は有しておりましたので、各者とも基礎点として1点の配点はまずございます。

その上で、基準Aと同様に、まず申請書に記載されている事項を全て並べた上で、対抗的審査による評価を行っております。まず、記載内容でございますが、イー・アクセスにつきましてですが、提供するに当たって、簡単にいうとどういうメニューで行うのかということと、それと実際にたくさんの人に使う

てもらわなければいけないわけですので、それをどう展開するのかという、言い方を変えると、質の部分と量の部分と2つの部分に大きく分けながら、記載事項について申請書の中身を転記いたしたものでございます。

イー・アクセスにつきましては、平成24年3月から開始するLTEサービスに先立って、平成24年1月27日にMVNOの標準プランを既に公表しております。これは違う周波数帯の部分でございます。900MHz帯についても公表した内容以外でも追加を実施していく。

具体的にMVNOの標準プランとして、ここにいろいろ書いておりますけど、データ通信サービスについては相互接続型とか、卸電気通信役務型とか、いろいろなタイプのものを提供する。あるいは音声サービスについて卸電気通信役務型を設定するとか、帯域課金及びID課金等、いわゆる料金体系の多様化等も標準プランとして提供していく。

それから、MVNO事業者の要望に応じて、通信速度あるいは料金体系、用途限定等の提供条件については、標準プラン以外に柔軟に対応していくということも書いております。

あと、MVNOではないのですけれども、MNO、これは逆にいうと免許を持っている他の携帯電話事業者ですが、これに対してもネットワークサービスを提供するという計画をしている。

それと、MVNO事業者に対してSIMフリーの端末を提供するというところでございます。携帯電話の中に入っているSIMを取りかえることによって、事業者を乗りかえられるのですが、それも提供するというところでございます。

実際に、MVNOを具体的に展開をする、我々、多数性の観点という呼び方をしますが、いわゆる量の部分でございますが、イー・アクセスは平成34年度に約468万契約の加入者というのを計画しているという内容になっておりまして、現段階で計29社からMVNO向けのサービスに対して、関心表明書

をもらっているということで、29社に対して900MHz帯の認定を受けた場合に、こういう提供をする場合に、その提供を使いたいというような関心表明書というのが添付されております。

NTTドコモのサービスメニューですが、卸携帯電話サービス約款あるいは接続約款等で、もう既に公表しているところがございます。既存の周波数で既にLTEのサービスをしておりますので、LTEサービスに関しましては卸電気通信役務であるデータプラン型、帯域幅課金型等々の標準プランを既に設定を済んでおります。

900MHz帯についても同等の提供条件を策定をしていく。

それとNTTドコモについて、MVNOの提供とちょっと違うのですが、LTEでの国際インローミング、外国の端末を日本に持ち込んでも国際通話が使えますよと。国際インローミングサービスの提供を平成25年度に実施をしていく。900MHz帯についても、同じようにLTEサービスを提供するというので、国際インローミングを広げていきたいという内容になっておりまして、ここは他の3者には記載がない部分でございます。

ただし、NTTドコモについては、2つ目の多数性の観点ということで、先ほどイー・アクセスが申し上げたような内容の記載はございませんでした。

KDDIグループについては、実際の提供の部分については、MVNO事業者の要望に応じて形態を問わずですが、MVNO事業者と協議した上で開放を実施していくということで、ちょっと他者と比べて、標準プランを事前に用意しておくというよりも、要望に応じた対応をしていくという表現になっております。

ただ、既存帯域でのLTEサービスの開始までには、環境整備をしながら、標準プランも随時公表していく考えはある。900MHz帯についても同様の提供上の策定をしていきたいということで、NTTドコモは既に策定済みなん

ですけれども、KDDIグループについてはこれからということです。

あるいはトラヒックの量に応じた従来型の料金体系に加えた、他の料金体系も設定をしていくということも記載はしております。KDDIグループについてはNTTドコモと同様に、多数性の観点での記載事項についての記載はございませんでした。

ソフトバンクモバイルですが、こちらのほうも卸電気通信役務として、回線卸に加えて一定の帯域幅を卸すという標準プランとして提供するほか、接続のタイプの標準プランも設定をします。それと、それぞれの標準プランをさらに充実させるということで、あらゆるレベルでの接続のプランということも整備をしていき、それに加えて一部設備をレンタルする、接続しながら設備もレンタルするという、いわゆるオプションについても提供していく。その他、これも一部オプションと言えばオプションですが、通信モジュールについての一部、パケット交換用データ通信回線と統合した提供サービスも併せてやっていきたい。これもオプションの1つになるかと思えますけれども、そういうものを提供していきたい。

それと2つ目の多数性の観点の記載事項でございますが、平成33年に850のMVNO事業者及び2,900万契約の加入数を計画をしているという内容になっておりまして、今後900MHz帯対応予定の対象として、音声も含めてMVNO事業者、今、提供中が4者、商談中が5者あるそうですが、それ以外にM2Mの関係領域等も含めまして、提供中あるいは商談中、実証実験も入っておりますけれども、これについての今後提供予定ということで、900MHz帯も含めて提供する予定として、現在提供、あるいは商談中の内容についての資料が添付をされております。

これらの記載事項を含めまして、同じように対抗的審査を実施いたしました。

同じように6つの組み合わせがございますので6通りございますが、まず、

イー・アクセスとNTTドコモの比較でございます。こちらは両者とも卸電気通信役務あるいは相互接続それぞれの形態において、さまざまな内容の標準プランを設定をしておりますが、NTTドコモはそれに加えて、先ほど申し上げた国際インローミングのサービスを展開するという部分がございます。海外の電気通信事業者を利用することが可能になるということでございますので、この点はイー・アクセスに比べて、いわゆる手法、質の多様性の観点からすると優位な点を持っているのではないかと評価をします。

ただ、一方で、イー・アクセスにつきましては、MVNOの加入者の増加見通しを明記した上で、それを示す根拠の一部にしかならないと思っておりますが、その根拠としまして、先ほど申し上げた29社からの関心表明書というのを付けていて、実際に増加に向けた取り組みというのは既に開始されているということとを証明する資料がついておりますので、この点はNTTドコモに比べて量を確保するという観点からすると優位な点を持っているのではないかとこのことでございます。

結果的には、双方それぞれ優位な点を持っているということでございますので、全体の評価としましては、どちらがより優れているというのは一律に言うことはできないと判断しまして、両者の計画は同等という評価をさせていただいております。

なお書きの部分でございますが、この評価に当たりましてイー・アクセスの申請書には、2点違うことが書いてありまして、1つはMNO向けの提供をするという部分でございます。この部分の記載が申請計画に書いておりましたが、MNO向けに提供するということにつきましては、情報通信審議会の答申というものが昨年12月20日にございまして、この答申の中で、あくまでもMNO、つまり免許を持っている事業者というのは、自らネットワーク構築をして事業展開を図ることが原則ですというもともとの2009年のルール

がございましたが、そのルールが引き続き維持されることが適当であるという
答申をしておりますので、この点を斟酌しますと、MNOにどんどん提供して
いくということ自身が、こちらのMNO自身が自らネットワークを構築しなけ
ればいけないということと考え合わせますと、必ずしもMNOに提供していく
ということが、多数の者にどんどん広げていくということに照らし合わせて優
位な点を有するという評価に至ることまではできないのではないかとというよ
うな判断をしておりますので、優位評価とする分については記載はしておりませ
ん。

それと、また、MVNO向けのSIMフリーの端末を提供するというのも
記載をしておりますが、一般的にいうとSIMフリーの端末を提供するという
ことそのもの自身は、SIMロック解除に対する昨今の要望に応える形で提供
するというのでございますので、利用者の要望に応えるという形で非常に望
ましいことであるのは一般的な話としては当然でございますけれども、この審
査におきまして、他の事業者のSIMカードを差し込んで使用するということ
が、今回割り当てる900MHz帯を使うということと、直接つながるとい
うことではございません。簡単にいうと乗り換えてしまって違う周波数をどん
どん使っていくと、結果的には割り当てる周波数ではないのをどんどん使うこ
とになりますので、ちょっと一概には言えないのではないかと。

つまり、ここの審査基準についてみれば、特定基地局の利用の促進をする
ということが審査の基準でございますので、これに照らし合わせると、この記述
そのもの自身は優位な評価とする材料とはできないのではないかとということ
でございます。

なお、このSIMフリーの部分につきましては、開設指針の案を策定する
ときに、これは別の事業者からございましたが、SIMロック解除の義務化と
いうのを審査基準に入れたほうがいいのではないかとという御意見が、ござい

した。

このときに総務省の考え方として、ここに書いていることとほぼ同様のこととしまして、SIMロックを解除するというのは、同じように利用者の利便性から見ると望ましい話ですけれども、特定基地局を利用促進する。つまり、900MHz帯をどんどん使ってくれという観点からすれば、審査基準としては適当ではないということで、これは審査に入りませんということを一度示させております。

そのことも含めまして、この間に考え方の変更はございませんので、その点も踏まえましてSIMフリー端末の提供そのもの自身は評価における優位な点という部分としての活用はしない。劣後するわけでもないのですが、優位な部分として評価はしないということ判断しております。この部分については、イー・アクセスが他の事業者と比較する場合も同様に当てはめて評価をしていくということにしております。

続きまして、イー・アクセスとKDDIグループの間でございますが、イー・アクセスにつきましては、標準プランを策定をしております。KDDIグループにつきましては、その点におきましては事業者の要望に応じて提供するという原則を原則としておりまして、必ずしも標準プランを全て用意して提供をどんどんしていくということにおきましては、方法の多様性からすると、イー・アクセスが優位な点を持っているのではないかと評価をしております。

加えまして、イー・アクセスにつきましては、先ほど来から申し上げている増加見通しと、それに対する関心表明書を含めた実際の取り組みを照査する資料がつけられておりますので、この点、KDDIグループは全く記載ございませんので、この点においても優位だと。

従いまして、イー・アクセスのほうがKDDIグループよりも優位な点を有しているという評価をしております。

イー・アクセスとソフトバンクモバイルの間でございますが、まず、標準プランの点においては、両者ともほぼ同等という内容でございますので、いわゆる質の部分について、両者は同等と評価をしております。

また、増加見通しの話及びそれに対する根拠としての実際の取り組みを照査する資料そのもの自身についても、この部分についてはイー・アクセス、ソフトバンクモバイル双方とも数字は違いますけれども、ほぼ同様な手法で内容が記載され、資料が添付されているということからすれば、両者とも同等ではないかということで、イー・アクセス、ソフトバンクモバイルの間では同等という評価をしております。

ページをおめくりいただきまして26ページ目でございますが、NTTドコモとKDDIグループの間でございますが、こちらのほうはNTTドコモのほうで、1つは標準プランの計画をしているという点。それと、国際ローミングの記載があるという点におきまして、手法におきましてKDDIグループに比べて、多様性の観点からすると優位な点を持っているのではないかと評価をしております。

ただし、加入者見込みの増加数等に関する記述は、双方の会社ございませんので、この部分については評価できませんから、ここは同等と。

従いまして、NTTドコモとKDDIグループの間で言えば、NTTドコモが優位であるという評価をしております。

NTTドコモとソフトバンクモバイルの間におきましては、まず、多様性の部分につきましては、両者とも標準プランを提供するという点は同等でございますが、NTTドコモについては、先ほど来申し上げている国際ローミングを展開するという点がございまして、この点を加味しますと、ソフトバンクモバイルに比べてNTTドコモのほうが多様性の点において優位な点を持っているのではないかと。

ただし、ソフトバンクモバイルについては、MVNOをどう展開するかという点についての増加見通しの明記、それに伴う商談中も含めた資料の添付がございましたので、この点においては、NTTドコモについては全く記載がございませんので、多数性の観点からおきますと、ソフトバンクモバイルのほうが優位な点がある。

従いまして、一概にどちらがより優れているとは言えませんので、NTTドコモとソフトバンクモバイルの間では、両者の計画は同等という評価をさせていただいております。

最後にKDDIグループとソフトバンクモバイルの間でございますが、ソフトバンクモバイルにつきましては、先ほど来申し上げている標準プランの計画をしているという点におきまして、KDDIグループに比べてその多様性の観点からすると優位な点があるのではないかと考えております。

加えまして、ソフトバンクモバイルは、加入者の増加見通しの明記、その根拠等を有している点において、これらの記述が一切ないKDDIグループに比べて優位な点があるということでございますので、ソフトバンクモバイルのほうが優位であると評価をしております。

以上をとりまとめますと、ページを戻っていただきまして25ページの上でございますが、イー・アクセスにつきましてはKDDIグループの1者よりも計画が優位であるということで1点。NTTドコモは、KDDIグループの1者よりも計画が優位であるので1点。ソフトバンクモバイルにつきましては、KDDIグループの1者よりも計画が優位ということで1点ということでございます。なお、イー・アクセス、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルの3者の間では、それぞれの組み合わせにおいても同等という評価をしておりますので、KDDIグループ以外の3者について、それぞれ1点というような配点をしております。基準Bにつきましてはの説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、今の基準Bに関して御質問、御意見ございますでしょうか。

○山本委員 1つ細かい点の確認なのですが、先ほど25ページの一番下のイー・アクセスとソフトバンクモバイルとの間の比較の話で、計画されている契約数は若干違うけれどもというお話がありましたけれども、その点は、根拠のある数字でないで、それほど重視をしなかったという理解でよろしいですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 おっしゃるとおりでありまして、それぞれ468万あるいは2,900万という数字がございました。ただし、これはMVNOとしての計画、確かに数字は記載されておりましたが、逆にいうと、それまでどのような根拠に基づいてどういう計算式で積み上げをしたかという点に関しましては、そのもの自身の数字の計算根拠はございませんでした。従って、その数字そのもの及びその数字の大小そのもの自身は評価をするということとはできないのではないかと考えております。ここで言うておりますのは、そもそも増加見通しを持っているのかというのがまず1点、なおかつその増加見通しの数そのものではないのですけれども、その増加に向けた具体的な商談あるいは関心表明書を含めた契約内容の展開に関する実際の企業との接触、具体的な提案をしているという事実が、数字は別ですけれども増加を押し上げる具体的な取り組みとして評価できるのではないかとということで、数字そのものではなくて、それを行っている見通しを持っていること、それと、それに対する行動の2点において評価をするという考え方で評価に臨みました。

○前田会長 よろしいですか。ほかに。

ほかにないようですので、では、基準Cに行ってもらいましょう。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、基準C及びAからBまで、最終的な部分も含めまして、残りの27ページから最後の28ページの2ページの部分について説明をいたしたいと思います。

まず、基準Cでございます。開設指針におきましては、申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差異並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与することということの評価をします。

勘案する中身として2つございます。つまり、割り当てる周波数帯の有無及び差異の部分でございます。厳密に申し上げますと、周波数帯の有無というのは、開設指針を策定する経過におきまして、新規参入者がいた場合にどう扱うかという点を明確にする意味で、新規参入者がいた場合は当然有無ということが議論になりますので、この点を含めまして有無と入れましたが、今回は既存事業者、携帯電話で既に免許を取っている事業者のみでございますので、割り当てている周波数帯の差異の部分が1点目の審査の内容になっています。

もう1点が、申請者に割り当てられている周波数の幅に対する契約数の程度です。それが2点目でございます。

1点目の差異の部分について、これを具体的にどう評価するかという点につきましては、その右側にありますが、割り当てている周波数帯、今回、900MHz帯でございますが、これと、同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと。一言で言ってしまうと、プラチナバンドと呼ばれている周波数帯を持っているか持っていないか。これが電波の特性として、同じ程度の周波数帯を持っているか持っていないかということでございますので、今回は基準としまして、1GHz未満の周波数帯を持っていない者について2点の配点をするという基準を示しております。

4者は、既に割当済周波数がございます。イー・アクセスについては1.7GHz帯の割当てが既にございまして、30MHzの幅がございまして、

NTTドコモについては、800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、

2 GHz 帯、それぞれございまして、合計 140 MHz 幅でございます。厳密に申し上げますと、それぞれ使用ができる時期あるいは地域に一部制限がございますけれども、こういう割当てになっております。

KDDI グループについては 800 MHz 帯、1.5 GHz 帯、2 GHz 帯ということで、合計 90 MHz 幅となっております。

ソフトバンクモバイルについては、1.5 GHz 帯、2 GHz 帯の合計 60 MHz 幅となっております。

従いまして、1 GHz 未満の周波数を保有しているか否かにつきましては、イー・アクセスとソフトバンクモバイルが有しておりませんので、この 2 者に対してそれぞれ評点として 2 点、有している NTT ドコモ、KDDI グループについては 0 点という配点にしております。これが基準 C の 1 つ目でございます。

2 つ目でございますが、割当済周波数の幅に対する契約数の程度を勘案するとなっております。具体的にこれをどう評価するかということですが、今回は割当済周波数の幅に対して、契約数について 1 MHz 当たり何人の契約数がありますかということについて、今回 4 者ありますけれども、全申請者の平均値との高低によって判断をするということにします。平均より上か下かということでございます。

今回の申請者について、電気通信事業報告規則に基づいて提出されている契約数をもとに計算しますと、1 MHz 当たり 34.9 万契約が平均値になっております。

これを実際に各者について計算をいたしました。たまたまこの計算した時点だけ数字が変わるということもあるといけないと思いましたので、その前後についても併せて検証しております。

まずは、平成 23 年末時点の数字でございます。イー・アクセスについては、

契約数実績は上のこの数字のとおり 379万9,539 契約になっています。割当済の周波数は 30MHz 幅でございますので、割り算すると 12.67 万契約/MHz という数字になります。1 年前、平成 22 年末の時点も検証として計算をいたしたところ、同様の計算の結果、9.75 万契約/MHz となっております。検証として、平成 24 年末というもの、これは平成 22 年末から平成 23 年末の間の 1 年間の伸びを単純に増えた場合ということで仮計算をいたしましたが、この場合は 15.58 万契約/MHz となっております。

NTT ドコモについては、平成 23 年末時点の契約者実績が 5,962 万 4,371 契約となっております。割当済周波数は 140MHz 幅でございますので、42.59 万契約/MHz となっております。同様の検証をいたしますと、平成 22 年末時点では 40.86 万契約/MHz、平成 24 年末では 44.31 万契約/MHz となっております。

KDDI グループについては、契約数実績が平成 23 年末時点では 3,429 万 7,871 契約、割当済周波数は 90MHz 幅でございます。38.11 万契約/MHz となっております。平成 22 年末の時点では 36.14 万契約/MHz となっております。平成 24 年末の予測においては 40.08 万契約/MHz となっております。

ソフトバンクモバイルにおきましては、平成 23 年末時点が 2,783 万 5,327 契約となっております。割当済周波数は 60MHz 幅でございますので 46.39 万契約/MHz となっております。平成 22 年末の段階では 40.67 万契約/MHz、平成 24 年末の予想におきましては、52.12 万契約/MHz となっております。

いずれにしても、どの時点でとりましても、全申請者の平均値の高低でとらえますと、NTT ドコモ、KDDI グループ、ソフトバンクモバイルが平均を上回り、イー・アクセスが平均を下回るという結果となっております。

上のほうに、なお書きがございますが、参考としてちょっと範囲を広げまして、資本関係にある移動通信事業者も加えて検証してみるということもしてみました。ちょっと他者のデータを取り入れる格好になりましたので、結果だけここに表示をしておりますけれども、どう加えたかというところ、KDDIグループにつきましてはWiMAXを提供しますUQコミュニケーションズという会社がございます。2.5GHz帯のBWAの認定をされた会社でございますが、ここがございます。ソフトバンクモバイルにつきましては、資本関係があるという会社ではPHSをやっておりますウィルコムというところと、Wireless City PlanningというXGPですね、次世代PHSを提供している会社の2社が、移動通信システムを提供している会社がございますので、これらの周波数の幅とそれらの会社の契約数も加えて同じ計算をさせていただきます。

結果としましては、それらを加えた段階でも、平均値を超えるか超えないかという評価におきましては、結果は全く変わりませんでしたので、これはあくまでも傍証としてさせていただきましたけれども、これらを加えても結果は同じでございました。

以上から、平均値を上回るNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイルについては2点。平均値を下回っているイー・アクセスについては0点という評価をしております。

(3) 審査結果及び認定の条件について

○豊嶋高度道路交通システム推進官 この基準Cまで含めたAからCまでの点数を全て合計したものが28ページの上段でございます。改めまして点数結果を申し上げますと、イー・アクセスにつきましては、基準Aについては計画の

有無についてはございましたので1点。優位性の点については、他者の3者より計画が優位でございましたので3点でございます。基準Aについては合計4点になっています。

基準BについてはMVNOの提供計画がございましたので1点。それと、他の1者よりも計画が優位ということでございましたので1点。基準Bについては合計2点。

基準Cが先ほど申したとおり、1GHz未満の周波数を持っていないという点において2点。平均の部分については下回っておりますので0点ということでございますので、全て合計すると評定としては8点になります。

NTTドコモについては、基準Aについては計画を有しておりますので1点。ただし、対抗的審査においては、優位となるものがございませでしたので0点。

基準Bについては、計画を有する点では1点。対抗的審査においては1者よりも計画が優位でございましたので1点。合計2点でございます。

基準Cにおきましては、最初の基準は800MHz帯を有しておりますので0点でございますが、契約数の程度におきましては平均値を上回っておりますので2点でございます。つまり、合計で5点となっています。

KDDIグループにつきましては、基準Aについては計画を有する、それと他の1者よりも計画が優位でございますので合計は2点。

基準Bについては、計画を有しておりますが、対抗的審査において他の者よりも優位という点がございませでしたので0点。合計1点です。

基準Cについては、800MHz帯を有しておりますので、最初の点については0点でございます。平均値を上回っておりますので、2つ目の点においては2点ということでございます。全て合計するとKDDIグループについては5点という評点になります。

ソフトバンクモバイルについては、基準Aについては計画を有しており、他の2者よりも計画が優位ということで2点、合計3点でございます。

基準Bについては、計画を有しており、対抗的審査において他の1者よりも計画が優位ということで1点、合計2点。

基準Cにおきましては、1GHz未満の周波数を有していないという点において2点。1MHz当たりの契約者数の数において平均値を上回っておりますので2点。ここは合計4点。全て合計すると9点ということでございますので、この評定を踏まえると、以上のようにソフトバンクモバイルが最高点を獲得しているということでございまして、競願時審査基準の第3基準への適合度合いが最も高いと判断をしますので、開設指針の規定によってソフトバンクモバイルの開設計画を認定するという形にし、同時にイー・アクセス、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話の開設計画については、それぞれ認定を拒否するという処分をいたしたいと考えております。

なお、冒頭の概要で申し上げたとおり、ソフトバンクモバイルの開設計画の認定に当たっては、開設指針の趣旨、結果等を踏まえて、冒頭に申し上げた4つの点について認定条件を付するということとしたいと考えております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明の基準C及び全体の審査結果、認定条件について、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

○山田代理 冒頭で申し上げたことと重ねてで申しわけないんですが、この次の条件を付与するというのは、開設計画の認定に当たって先例といいますか、あるということで。

○田原移動通信課長 過去に2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセ

システム、こちらを認定した際にも、例えばMVNOの促進ですとか、そういう条件を付しております。

○山田代理 同じ表現を使ってされたことがあるという理解でよろしいんですね。

○田原移動通信課長 ええ。同様な表現、全く同じかどうかはちょっと確認が必要ですけども。

○山本委員 今の点ですが、要するに法的には、認定された開設指針どおりに事業を展開することは、義務であると。それを守らなければ、一番厳しい場合は取り消しということもあり得る。

○田原移動通信課長 はい。基地局の整備が進まないということになると。

○山本委員 ということですよ。だから、ここで言われている認定の条件というのは、そのことの確認、つまり、ここに書かれていることを守らないと、結局、開設計画が守られないことになるということの、いわば確認の部分と。

それから、先ほど話にあったのは、特に終了促進措置の実施などに関しては、他社のほうが良い点数がついているという事情があるので、そこについてもう少し努力をしてくださいと。ただ、これは法的に義務づけることはできないので、いわばお願いをするという意味で条件がついているという。

○田原移動通信課長 そういうことです。

○山本委員 だから、この2つの意味がこの中には含まれているという理解でよろしいですか。

○田原移動通信課長 そういうことでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま長らく審査結果をお聞きしましたが、この諮問第8号につきまして、諮問のとおり認定することは適当である旨の答申を行うこととし

てはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

○700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案に対する意見募集について

○前田会長 それでは、次に報告事項といたしまして、「700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案に対する意見募集について」につきまして、田原移動通信課長から御説明いただきたいと思います。

○田原移動通信課長 田原のほうから御説明させていただきます。

先ほど900MHz帯の割当てについて御説明いたしましたが、併せて電波の再編の検討を進めておりました700MHz帯についてでございます。900メガヘルツMHz帯を今まで手続を進めてきておりましたが、これまでの間に700MHz帯につきまして技術的検討をいろいろ進めてまいりました。

こちらにつきまして一定の進展がございましたので、この700MHz帯を使用する特定基地局の開設指針の案について、明日からパブコメを開始させていただくというものでございます。その開設指針案の内容について御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、上の枠の上段は今、申し上げましたとおり、明日から1か月間ということで意見募集を、この700MHz帯の特定基地局に開設に関する指針案について行いたいということで、本日、この後に報道発表を行うというものでございます。

その下に小さく書いておられますけれども、こちら冒頭申し上げましたが、700MHz帯を使用する携帯電話システムの技術的条件等に係る情報通信審議会での検討が終わりまして、こちらについても併せて技術基準等の整備を行う省令改正を行うため、パブリックコメントの手続を行います。

この700MHz帯の指針案の概要でございますけれども、基本的にはこの900MHz帯で使ったものと同じベースのものでございます。こちらに追加・修正していくような形になります。

900MHz帯と違うところでございますけれども、下の絵、周波数のバンドの表がございまして、900MHz帯は15MHz幅×2の周波数を確保できましたが、700MHz帯につきましては30MHz幅×2の周波数が確保できるということが、情報通信審議会等の議論を経て明らかになっております。ということでございまして、この30MHz幅×2の周波数をどのように配分するか、割り当てるかということでございますけれども、ここでは10MHz幅×2を3者に割り当てることとしたいという案になっております。

この10MHz幅×2でございますけれども、900MHz帯のサービスの際に10MHz幅以上のサービスを提供すること、3.9世代携帯電話サービスを行うことを条件にしておりました。

そういうことも踏まえまして、それと同等のサービスを提供するということだと、最低10MHz幅あれば同等の競争力のあるサービスが提供できるだろうということと、2者でこのバンドを使うというよりも、3者にして、より多くの者の中で競争があり、その3者がそれぞれ端末とかを調達したほうが市場の活性化というか、端末の価格が下がったり、プラスの効果が期待できるのではないかなというようなこともございます。ということで、10MHz幅×2を3者に割り当てる形の案にしております。

あと大きく900MHz帯と違うところは、基本的考え方の④でございます。

こちらの下の周波数のところにありますけれども、地デジ用周波数の再編により空く周波数と書いておりますけれども、今まで地上アナログ放送が使っていた周波数等を使用いたします。

この関係で、一般にテレビを御家庭で受信する場合は、アンテナの下にブースターというものをつけて、電波を増幅してテレビをきれいに見るというものでございますけれども、そのブースターが従来のアナログテレビのときから同じものがついておりますので、この携帯電話の電波を増幅してしまって、それがテレビの受信に障害を与えてしまうケースが、基地局を建てたその近くとかで起こり得るということでございます。

こちらについては、基地局のエリア整備と併せて、携帯電話事業者がしっかり責任を持って、そういう対策をしていってくださいということを義務づけております。そういった条件が加わります。

その他につきましては絶対審査基準、この後、差分を御説明させていただきますが、基本は同じでございます。

次のページ、具体的にどこが違うかということでございますけれども、700MHz帯と900MHz帯、引越すシステムが、先ほど900MHz帯のMCAあるいは電子タグといったものと違って、700MHz帯のほうは、ラジオマイク、俗にいうワイヤレスマイクでございますけれども、ホール等で使われる高品質なワイヤレスマイク、あるいは駅伝中継等で使われるFPUと呼ばれる番組伝送のシステムとなり、数としては900MHz帯よりはかなり少なくなります。

そういうこともございまして、移行に必要な費用、900MHz帯の場合は最低1,200億、上限2,100億でございますけれども、こちらにつきましては最低600億、最高で1,500億というような下限、上限になっております。

人口カバー率の設定等でございますけれども、こちら900MHz帯より手続きが遅れますので、同じ7年後でございますけれども、900MHz帯では2018年度末までに80%ございましたけれども、こちらは2019年度末までという1年ずらしております。

その他900MHz帯については、この途中、認定後4年度後に50%という基準を置いておりましたけれども、700MHz帯については携帯電話基地局が使用する全部の周波数帯が移行の対象バンドということがございます。900MHz帯につきましては、5MHz幅だけは移行が必要ないバンドでございましたので、この途中過程を置いておりましたけれども、700MHz帯は全て移行が必要ということで、その移行の途中段階で、具体的な目標を置くのはあまり適切ではないのではないかとということで、そこは除いております。

その他でございますけれども、こちら、900MHz帯は1者の認定でございましたけれども、こちらは3者になりますので、こうした移行の手続等はそれぞれ協力してやっていただかなければいけないということがございますので、割当てを受けた、認定を受けた他の事業者ときちんと協議してやってくださいといった規定等を加えています。

あと、手続きの透明性の観点から、申請途中等に他の事業者との事前協議はやらないでくださいといった規定等を追加しております。その他、⑧については先ほど御説明したブースターの対策でございます。

競願時審査基準でございますけれども、基本的に上限値あるいは人口カバー率の時点が変わる以外は、全て同じでございます。1点、こちらは枠が3つ、つまり周波数のブロックが3つになります。これを、どこを希望するかというのは事業者によっていろいろ変わってくるかと思っておりますけれども、競願時審査基準を、この3つのブロックのうち上か真ん中か下かという、どこを希望するかというのを申請に書いていただき、それが重複した場合、AさんとBさんで

重複した場合は、その競願時審査基準を準用するような形で、上位者からその希望に沿ってその周波数ブロックを割り当てるという手続きを踏むということにしております。

3 ページ目が今、御説明したものの差分を簡単にまとめているものでございます。

4 ページ目でございますけれども、その移行費用の上限、下限でございますけれども、先ほど下限が600億、上限が1,500億と申し上げましたが、その根拠でございます。

FPU、ラジオマイクで、この下限、上限の幅でございますけれども、下限のほうは無線局数が最小限の場合でございますして、上限の場合はそれがもう少し伸びるという予測を踏まえた場合、というその数の大小の部分と、あとその移行する先が900MHz帯の場合は、1か所に決まっています、ここにそのまま移動してくださいということになっておりましたけれども、700MHz帯のこのラジオマイクとFPUというシステムは、例えばラジオマイクですと1ページの絵にも書いておりますけれども、ホワイトスペース、今、デジタルテレビが使っているところの空きチャンネルですね、ここを使う。あるいは1.2GHz帯を使うという、この2つの周波数を移行先の候補としております。FPUについても同様に、1.2GHz帯あるいはもうちょっと高い2.3GHz帯に移行するという、こちらも2つのバンドを対象にしております。

こうした周波数に引っ越すのですけれども、一番効率的にはまるのはどこか。例えばラジオマイクですと、ホワイトスペースに全て入れば1つで済むのですが、入り切らない場合、1.2GHz帯と両方のチャンネルを持つ必要がある。今まではこの700MHz帯の1つのラジオマイクでしたけれども、ホワイトスペースを使うものと、場所によってはテレビがいろいろ放送をされていてそこでは使えないというケースがあると、1.2GHz帯のマイクをもう一つ余分に

持っていただかなければいけない。

そうすると、2本持ちになるものですから、その分、コストがかさむということで、そういうコストなども最大勘案すると1,500億、1,446億ぐらいの額になるのであろうということで、その幅が生まれております。このような移行費用となるという見込みでございます。

こちらの案につきまして、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、明日から1か月間、意見募集を行いまして、その出てきた意見の結果を踏まえて、適宜修正等あれば加えた上で、また、電波監理審議会にその案を諮問させていただくということにしております。

概略は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。

基本的には継続性の原則が担保されているということと、あとは先ほどの拒否されたのが3者なので、こちらが3者というと、予定調和的などころがあるのかなという気もするのですが、10MHzで技術的には十分であるということですね。

○田原移動通信課長 はい。900MHz帯のときも先ほど申し上げましたとおり、10MHz幅以上のサービスをしてくださいとしております。15MHz幅×2の周波数がありましたので、結果として15MHz幅の割当てとしましたけれども、先ほどの申請概要でも御説明しましたとおり、結局、各者とも10MHz幅のサービスをまず入れて、それを高度化させていくという形になっておりますので、当面、やはり10MHz幅のサービスというのが主流なのであろうということで、10MHzあれば、競争力のあるサービスは提供できるだろうということで、このような形にさせていただいております。

○前田会長 ほかに何かありますか。

特にないようでございます。どうもありがとうございました。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。次回の開催は平成24年3月14日水曜日15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)